

経済常任委員会会議録			
日 時	令和7年 6月24日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時44分
場 所	第1委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	横尾委員長、中村（吉宏）副委員長、新井田・小貫・平戸・ 下兼各委員		
説明員	産業港湾・港湾担当両部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、下兼委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和6年度 企業立地状況について」

「石狩湾新港地域の新たな分譲地開発の計画について」

「小樽市簡易水道事業経営戦略の見直しについて」

○(産業港湾)安井主幹

令和6年度企業立地状況について報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

令和6年度中の「1 新規立地企業」につきましては、銭函工業団地で1社、石狩湾新港地域で4社、「2 既立地企業の用地取得等」については、銭函工業団地で4社、石狩湾新港地域で2社、「3 操業開始企業」については2社となっております。「4 工業団地立地状況」につきましては、銭函工業団地では147社の立地で、分譲済み面積は122.1ヘクタール、分譲率は95.5%で、129社が操業しております。石狩湾新港(小樽地域)では、87社の立地で、分譲済み面積は148.3ヘクタール、分譲率は62.2%で、72社が操業しております。石狩湾新港地域全体の立地状況につきましては、752社の立地で、分譲済み面積は932.6ヘクタール、分譲率は77.1%で、698社の操業となっております。

続きまして、石狩湾新港地域の新たな分譲地開発の計画についてでございます。

資料2を御覧ください。

石狩湾新港地域の企業誘致などを担う石狩開発株式会社から、資料に記載しておりますとおりの開発計画の情報がございましたので、お知らせいたします。

左側上段の開発の計画概要についてですが、場所は銭函4丁目、事業としましては昭和57年から施工を進めている石狩湾新港地域銭函地区土地区画整理事業で、今回の計画はこの事業の一環となっております。

新規造成箇所の宅地面積は14.4ヘクタールで、スケジュールの概要としましては、本年度中に着手し、令和8年度からの分譲を予定しております。

なお、造成完了後の話になりますが、今回の造成箇所で市に帰属された道路については、本市が維持管理を担うこととなります。

続きまして、小樽市簡易水道事業経営戦略の見直しについてでございます。

資料3を御覧ください。

まず、「1 本戦略について」ですが、銭函4、5丁目に立地する企業に給水を行うことを目的とした簡易水道事業について、将来にわたり安定的に事業を継続することを目的とした中長期的な基本計画で、平成29年3月に策定し、令和6年3月に見直しをしています。

次に、「2 計画期間」は記載のとおりで、令和10年度までとなっております。

次に、「3 本戦略の見直し」ですが、石狩西部広域水道企業団からの受水について令和7年3月28日に「年間基本水量に関する覚書」を締結したことにより、受水費において本戦略と大幅な乖離が生じたため、時点修正を行

ったものです。

次に、「4 見直しまでの流れ」は記載のとおりで、今定例会で報告後に公表する予定です。

最後に、「5 主な見直しの内容」につきましては、各項目の数値を実績値、決算値や予算値など時点修正しているもののほか、覚書を今回締結したことにより、支出では受水費を、収入では一般会計繰入金の修正を行っております。

なお、本件については、建設常任委員会でも報告いたします。

○委員長

「おたるプレミアム付商品券の販売について」

○（産業港湾）鈴木主幹

今年度のおたるプレミアム付商品券の販売について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

初めに、商品券の概要についてですが、1万2,000円の商品券を1万円で購入するもので、1冊につき500円の商品券を24枚つづりとし、市内に本社・本店がある取扱店で使用ができる地域応援券と、取扱店全店で使用できる市内共通券がそれぞれ12枚という構成です。1人2冊まで購入可能で、総販売冊数は6万冊となっております。

なお、今定例会におきまして、交付金の追加分を活用したプレミアム付商品券についての補正予算案を審議いただいております。補正の内容としましては、商品券を1万5,000冊増刷する内容となっております。これにより、総販売冊数は7万5,000冊となり、1人当たり購入可能冊数につきましても3冊に増える内容にて御提案させていただいております。

以下、スケジュール関係等を説明させていただきます。

参加事業者の募集期間は、令和7年7月1日から8月25日まで、7月4日の新聞各紙朝刊に申込みチラシを折り込むほか、前回取扱店に登録されていた事業者には、募集開始に合わせて申込書を郵送します。8月26日以降も登録申込みは可能ですが、その場合、取扱店情報は専用ウェブサイトのみでの掲載となります。

商品券の購入申込受付期間は8月1日から8月21日まで、専用はがき、市販の通常はがき、専用ウェブサイトの入力フォームにて商品券の購入申込みをしていただきます。

販売場所及び販売期間につきましては、小樽市内の郵便局21か所及び長崎屋小樽店1階のサービスカウンターにて10月1日から10月17日までの販売となります。ウイングベイ小樽内郵便局及び長崎屋小樽店1階のサービスカウンターでは、土日祝日も販売対応を行います。

商品券の使用期間でございますけれども、今年10月1日から年明けの1月4日までとなっております。年明けまで使用可としたのは、利用者からの要望を受けているものでして、精算等の業務締切りに支障のない範囲で委託事業者等と協議し、設定したものです。

今回の商品券につきましても多くの事業者に参加いただき、市民の皆様に利用されるような事業を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「令和7年第1回石狩湾新港管理組合議会臨時会について」

○（産業港湾）港湾室主幹

令和7年第1回石狩湾新港管理組合議会臨時会が去る3月27日に開催されましたので、その概要について御報告いたします。

議案は、石狩湾新港管理組合専任副管理者の選任につき同意を求める件の1件であり、同意されました。

○委員長

「小樽市観光客動態調査の結果について」

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

小樽市観光客動態調査の結果について御報告いたします。

資料5を御覧ください。

初めに、今回の調査結果のポイントを説明いたします。

1点目といたしまして、年間観光総消費額は1,062億円となり、平成30年度に行った前回調査と比較すると164億円の増加となりました。

2点目といたしまして、観光客1人当たり平均消費額は1万3,640円となり、前回比で1,945円の増加となりました。

3点目として、小樽市に対する満足度は、「非常に満足」、「やや満足」を合わせた割合は9割を超える結果となり、中でも「非常に満足」と回答した割合は今回が約65%、前回は約54%、前々回が約48%となり、増加傾向にございます。

続きまして、本調査の概要について御説明いたします。

本調査は、春夏秋冬のそれぞれ4日間のアンケート調査を実施いたしまして、有効回答人数は7,041人となりました。本調査は5年に1度実施しており、前回調査は平成30年度、前々回は平成25年度に実施しております。

続きまして、観光消費額の調査結果について説明いたします。

年間観光総消費額及び1人当たりの平均消費額につきましては、冒頭で御説明さしあげたとおりの結果となっております。

次に、観光客1人当たり平均消費額を宿泊の有無別で集計いたしますと、宿泊有では3万3,562円で、前回比4,649円の減少となっております。宿泊無では9,548円で、前回比で905円の増加となっております。

最後に、その他のトピックについて御説明いたします。

まず、小樽市に対する満足度につきましては、冒頭で御説明したとおりの結果となっております。

次に、小樽市への再訪意向につきましては、「また来たい」と回答した割合は、今回は約93%となりまして、満足度と同様に9割を超える結果となりました。

次に、日帰り客の滞在時間につきましては、平均滞在時間は今回が5.0時間、前回は5.3時間、前々回が4.9時間であり、前回、前々回とほぼ変わらない結果となったところであります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第9号について」

○（産業港湾）港湾室港湾整備課長

経済常任委員会に付託されました議案第9号工事請負契約について御説明いたします。

工事名称は第3号ふ頭基部緑地整備その2工事、契約金額は2億6,125万円、契約の相手方は久保・和田建・水谷内共同企業体となっております。

なお、工事の概要についてですが、園路広場整備工として平板ブロック舗装が約3,000平方メートル、修景施設整備工として約120平方メートルのベンチ兼ステージ、それから植樹ますベンチ、電気設備工としてデザイン照明柱6機などを整備するものでございます。

また、工事期限につきましては、令和8年2月20日となっております。

○委員長

「議案第10号について」

○（産業港湾）港湾室主幹

同じく経済常任委員会で付託されました議案第10号工事請負変更契約について御説明させていただきます。

工事名称は観光船ターミナル新築工事、契約の相手方は近藤・西條共同企業体、契約金額は当初の5億8,300万円から6億1,223万8,000円に変更し、2,923万8,000円の増となったものでございます。

主な変更内容につきましては、観光船ターミナルの外構工事において、バス乗降場所の確保による舗装構成の変更などを行うものでございます。

○委員長

「議案第11号について」

○（産業港湾）港湾室港湾振興課長

同じく経済常任委員会に付託をされました議案第11号工事請負変更契約について御説明させていただきます。

工事名称は港湾管理事務所新築工事、契約の相手方は福島・大忠安藤共同企業体、契約金額は当初2億7,390万円から2億7,637万5,000円に変更し、247万5,000円の増額となったものです。

主な変更内容は、港湾管理事務所の外構工事について、車両乗り入れ部分の見直しによる舗装構成の変更を行うほか、現地生産に伴う雨水排水ルートの変更などを行うものであります。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、公明党、自民党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

公明党。

○新井田委員

◎石狩湾新港地域の新たな分譲開発の計画について

1点目が石狩湾新港地域の新たな分譲開発の計画について伺います。

分譲開発の計画ありきで整備するのか、それとも何か予定があって整備するのかをお聞かせください。

○（産業港湾）安井主幹

今回の分譲地の開発なのですが、もともと立地する企業があって、そのために開発するわけではなく、分譲する面積がだんだん減ってきておりますので、分譲する面積を増やすために新たに造成をするものになります。

○新井田委員

あと、道路に関しても、完成した後に審議になるということで、維持管理の部分も通常の道路と変わらないかだけお聞かせください。

○（産業港湾）安井主幹

今回の造成工事で市に帰属される道路につきましては、一般的な市道認定をして、普通の市道と同じ管理を行います。

○新井田委員

◎観光入込客数について

観光入込客数について伺いたいと思います。

令和6年度の観光入込客数が出まして、本市においても約800万人の入込となり、多くの観光客の方に来ていただきました。今後、観光客の消費についても目に見える形にしていく、もちろん迫市長の思いもあり、絶好のタイミングになるのではないかと感じております。

多くの観光客の方が来ていただくことによって、本市の経済にどのような影響があるのか、今年度、本格的にオーバーツーリズム対策も取りながら進められることと思いますが、まずは、この観光入込客数についてどのように受け止められているかを確認させていただきたいと思います。

近年の推移を見ましても、平成29年度の約806万人、そして過去には、平成11年度の約972万人が過去最高、翌年

度の平成12年度から平成15年度までは約800万人の推移となっておりまして、令和6年度の約806万人もかなり大きな観光客の数となったことが分かります。

一概に何かをやったからといって、どれがどう効果を現したかを分析するのはなかなか難しいと思うのですけれども、まず、令和6年度の観光入込客数を受けて総合的な分析をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

令和6年度の観光入込客数の総合的な分析につきましては、令和6年度の観光入込客数は、全国的に訪日外国人旅行者が過去最高を記録し、国内旅行需要も物価上昇の影響を受けながらも堅調に推移する中、観光入込旅客数が7年ぶりに800万人超えの結果となりました。特に、宿泊客数は2年連続で過去最多を更新と、外国人宿泊客数も統計開始以来の最高値を記録した結果となっております。

また、SNS映えスポットやロケ地などの人気の高まりや、クルーズ船の寄港増加も観光需要を下支えしまして、市内の新規の観光施設や第3号ふ頭周辺の再開発事業と相まって、コロナ禍からの力強い回復と今後の発展可能性を示す結果となったものと考えております。

○新井田委員

全国的な訪日客のアップ、またクルーズ船とかロケ地の観光の場所についても増えて、そこに目がけてきていただいたということが分かりました。

それでは、令和5年度で本市が取り組んできた本市のPR活動など、国内向け、国外向け、それぞれでお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

国内向け、国外向けのPRにつきましては、いずれも市と小樽観光協会とで連携して実施しております。主なものといたしましては、国内向けにつきましては、小樽観光協会が公益社団法人日本観光振興協会主催の旅行博「ツーリズムEXPOジャパン」に出展したほか、観光ガイドマップの作成やウェブマガジンの発行などを実施しております。

また、国際向けといたしましては、台湾の旅行博の出展を行ったほか、ウェブサイト「悠悠北海道」を活用して、中国、台湾をはじめとする10か国に情報発信などを行ったところです。

○新井田委員

国内外に様々な取組を展開されてこられたというところだったのですが、国外向けのセールスについて台湾の旅行博とありましたが、具体的にどういった取組か、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

令和5年度の台湾旅行博につきましては、さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会の事業といたしまして、八つの市町で合同して、令和5年11月3日から6日までの4日間、台北国際旅行博、ITFといいましますが、ITF2023に出展し、パンフレットやノベルティー、映像などを用いて本市の魅力をPRしたものでございます。

○新井田委員

こういった取組も展開していただいているところですが、この観光入込客数の資料の中に月別の観光入込客数の推移を見ますと、令和5年度と令和6年度とでは大きく変わらないことが見受けられました。

個人的には、月別でもあまり落差が大きくないと見ているのですが、グリーンシーズンとウィンターシーズンを含めた季節別の傾向についてお示しください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

季節別の傾向につきましては、夏と冬が繁忙期となっておりまして、春と秋に落ち着きを見せるような傾向がございます。令和6年度におきましては、8月がピークとなりましたほか、雪を求める外国人観光客の影響もありまして、12月から2月にかけて高い水準を維持した結果となりました。

○新井田委員

例年と変わらず、ピークは8月や12月、2月というのも月別で見るとれました。

修学旅行、また研修旅行による宿泊状況についても、人数とか学校数も共に増加しております。令和5年度で何か取り組まれていることはありましたでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

令和5年度の教育旅行誘致の取組につきましては、教育旅行ガイドブックをインターネットで配布を行ったほか、公益社団法人北海道観光振興機構及び北海道旅客鉄道株式会社主催による北海道教育旅行商談会に参加いたしました。愛知県名古屋市、大阪府、神奈川県横浜市、東京都、埼玉県におきまして、小樽市の教育旅行コンテンツの紹介を行うとともに、近年の傾向についての情報収集を行ったところです。

また、教育旅行補助金という制度によりまして、小樽市で宿泊を伴う教育旅行を誘致した事業者に対して補助金の交付を行ったところです。

○新井田委員

北海道教育旅行商談会の相手は誰になるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

北海道教育旅行商談会は、先ほど申し上げました道外の五つのまちで、それぞれの旅行会社、学校関係者、メディア関係者を相手に行ったところです。

○新井田委員

修学旅行や研修旅行といえば、やはり本市では、まだ数か月ですが今年2月の日本遺産の認定に伴って、教育旅行のPRに活かしていけると考えますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

本年2月に認定されました「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」につきましては、本市の歴史や文化の魅力を伝える重要なコンテンツとして教育旅行に有効であると考えておりますので、今後、教育旅行誘致に向けたPRに生かしてまいりたいと考えております。

○新井田委員

本市のPRするポイントが増えて大変に喜ばしいという感じがいたします。やはり生かさな手はないというところで、分かりました。

また、令和5年度、令和6年度での大きな結果として滞在型観光への兆しとして見られたのが、やはり宿泊客数の増加が大きい結果であると言えます。

その要因と、民泊の増加も関係しておりますでしょうか、併せてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

令和6年度の宿泊客数の増加要因につきましては、これまでコロナ禍以降、宿泊施設の新規開業が本市の中で続いたことで、市内のキャパシティが近年増えてきている背景がございます。

そのような中、令和6年度は、コロナ禍からの観光需要回復により前年度よりもさらに稼働が高まったと考えられておりますが、その中でも外国人宿泊客の増加が顕著であったと考えております。委員の御質問にもありました民泊も増加傾向にありまして、その影響もあると認識しております。

○新井田委員

大きなホテルもそうですけれども、民泊も増えたところもよき影響になっていることが分かりました。

それでは、宿泊施設が増えているかと思うのが、本市の傾向性を見ますと、やはり人材不足という部分での課題も懸念としてあるのではないかと思いますけれども、御認識はいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

宿泊施設の増加に伴う人材不足につきましては、市内の宿泊施設の関係者と意見交換を行う中で、複数の宿泊施設のスタッフの方から人材確保が課題であるというお話は何っておりますので、本市としても課題があるものと認識しております。

○新井田委員

もちろん業種を問わず、本市に限らず、全国的にも人材不足があるかと思っただけですけれども、やはり本市の今の宿泊業界においても課題であるということで、本市も認識はしていることが分かりました。

そういった課題の拾い上げとかの対策も進めながら、以前からも私は申し上げてはいますが、大事なやはり小樽市をPRするセールスマンです。前からもお伝えしておりましたし、自治体におけるセールスマンや、今はもちろん市役所をはじめ観光振興室の皆さんや小樽観光協会の皆様、また、観光大使、コンシェルジュの方々と各所で協力をして進められているかと思えます。

近年では最大に観光客が来てくれたことと思えますけれども、今後の観光客の誘客に向けた取組についてお示しいただきたいと思えます。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

今後の外国人観光客の誘客に向けた取組といたしましては、小樽国際観光客誘致実行委員会が小樽観光協会との連携により、アドベンチャートラベルの体験コンテンツの造成を図りますほか、セールスツールを作成して国外に発信する事業などを展開する予定となっております。

○新井田委員

新たにしっかりとセールスをしていくというところが分かりました。

私は、令和6年第2回定例会経済常任委員会でも観光見込客数についても伺っておりました。そのときに、もう少しでコロナ禍前の水準に近づきつつありますとも言わせていただいたのですが、近づくどころか、少し超えてきたというところで、新たな観光施策、これからは量から質へというターニングポイントになるのではないかと私自身は感じております。

そのときの経済常任委員会でもこのインフラツーリズムというものも御提案をさせていただいておりました。ダムや橋、港、歴史的な施設などインフラ施設を観光する巨大な構造物のダイナミックな景観を楽しんだり、また、ふだんは入れないインフラの内部や今しか見られない工事風景など、非日常の体験を味わうところもあります。また、広島県竹原市では、江戸時代より塩を製造する日本有数の製塩地として栄えてきておりましたが、その面影が残る町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に選任されておりました。ですが、やはり日帰り型観光地として捉えられてしまって、旅行客が宿泊しないケースも少なくなかったそうです。

そこで、古民家を宿泊施設にということで古民家施設の改修などを助成する国の交付金を活用して歴史的建造物を宿泊施設に活用して、民間のホテルが保存区域内で開業した例もありました。

分散型観光にも資すると思えますし、目指すべきは量より質ということも今後、考えていかなければならないと思えますので、また、ぜひ研究して、本市にとって未来の観光の在り方を磨き上げていただきたいと思います。

◎おたるプレミアム付商品券について

次に、おたるプレミアム付商品券について伺いたいと思えます。

先ほど報告もありましたけれども、今年度も実施するというので、このエネルギーや物価高騰の影響を受けている市民の方の家計の下支えに少しでもなるかと思えます。

まず、過去のこの事業についてお聞きしていきたいと思えます。

おたるプレミアム付商品券事業は、いつから、何回、行われておりますでしょうか。

○（産業港湾）鈴木主幹

本市のおたるプレミアム付商品券事業につきましては、平成27年度から事業が行われまして、今回で8回目となります。

○新井田委員

大分前から、また、かなりの回数で事業化していることが分かりました。

それだけ消費喚起や、物価の高騰の下支えという部分であると思いますけれども、回を重ねるごとに事業内容等はどういうふうに磨き上げをしておりますでしょうか。何か変遷のようなものがあれば、お聞かせください。

○（産業港湾）鈴木主幹

これまで主に市民アンケートや取扱店からのアンケートを取っておりまして、また、地域経済界からの声等をいただいております。周知方法ですとか販売場所、使用可能時期等の改善を細かく改善、実施しているところです。

地域応援券と市内共通券の導入、あと、前回から500円券を導入しております。主な事業変遷といいますか、アップデートしているところかと考えております。

○新井田委員

大きなアップデートを2種類と、あとはやはりしっかり声を聞き取っているいろいろな協議し合っていることが分かりました。

実際に500円券についてお聞きしたかったですけれども、500円券になってから使った市民の声などはお聞きしたことはありますでしょうか。あれば、内容もお聞かせください。

○（産業港湾）鈴木主幹

500円券は、前回から導入しています。前回の市民アンケートで500円券は非常に使い勝手がよく、今後もぜひ続けてほしいという声を多数いただいております。

○新井田委員

今はしっかりと市民の使い方に合った制度になっていることが分かりました。

あとは、購入したけれども、最終的に使われなかった未換金はありますでしょうか。例えば、前回分で何枚利用されずに使用期限が切れてしまったのでしょうか。

○（産業港湾）鈴木主幹

前回実施時の未換金分につきましては、4,009枚ございました。

○新井田委員

ちなみに、使われなかった理由などは分かりますか。

○（産業港湾）鈴木主幹

換金ということで、商品券を使われてお店で受け取っているが換金しなかったのか、市民の方がお店で使わなかったものかの分析はできていないのですが、取扱店に関しては換金するよとということ、なるべく注意喚起等を細かく行っている、市民の方が使われなかったというのが多いのではないかと考えられます。

○新井田委員

市内に本社・本店がある取扱店のみ使用可能な地域応援券と、取扱店全店で使用可能な市内共通券と2種類の券がありますけれども、余り方などをお聞かせいただけたらありがたいです。

○（産業港湾）鈴木主幹

前回実施の余りでございますが、地域応援券は2,716枚、市内共通券は1,293枚となっております。

○新井田委員

割と少ない印象です、差もあまり大きくはないのかということは個人的に思いました。

今年度もおたるプレミアム付商品券事業は実施されますけれども、終わった後の市民や取扱店へのアンケート調

査は引き続き行いますでしょうか。

○（産業港湾）鈴木主幹

市民アンケートと取扱店アンケートの声は、今後の事業を改善していく上で非常に大事なものですから、今回につきましてもアンケートを実施いたします。

○新井田委員

その都度やはり御意見や改善点などをしっかり見直しするという部分は行ってきておりますし、利用者も店側も、より利用しやすくなることが望ましいところで、続けていけるように毎回見直ししていただきたいと思いますし、それもしっかりなされていることも分かりました。

今後、せっかくであれば消費の動向、例えば何を購入するのに使われているかなど、換金されたお店や金額など具体的なデータの取りまとめも、この券を使って何か利用できないかも考えたりしております。このデータを取ることで、おたるプレミアム付商品券だけの事業だけではなくて、様々活用できるデータが取れるのではないかなと思うところで、その点も今後、勉強しながら質問していきたいと思えます。

◎企業誘致サポート事業について

次に、企業誘致サポート事業について伺っていきます。

企業誘致は、あらゆる分野で働く先の選択肢として幅広く進めていきたい、情報を収集しておきたいところがございます。

こちらの事業も誘致のための情報収集や把握も含め、行われてきているかと思えますけれども、どういった事業か、改めて事業内容をお示しください。

○（産業港湾）安井主幹

企業誘致サポート事業につきまして、国内の設備投資動向の情報収集及び産業用地のPRを図るとともに、新たな誘致ターゲットを発掘することを目的に、一般財団法人日本立地センターが実施する民間企業の設備投資動向を確認する合同アンケートに参画しております。

本事業は、アンケート調査のみならず、参加団体の情報が掲載された産業用地ダイジェストという冊子を作り、アンケートに同封することにより、全国の調査対象企業に対し、幅広く本市の産業用地などをPRしております。

○新井田委員

しっかり本市の情報を見ていただきながら、ターゲットの発掘につながるアンケートということが分かりました。それでは、いつから、どのようなペースで行われておりますでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

本事業は令和2年度から実施しており、令和4年度、6年度と2年度に1回のペースで実施しております。

○新井田委員

過去3回にわたって2年度ごとに実施しているということですが、私が見ていたところ、回収結果が結構減っているような印象があったのですが、理由などはお分かりでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

委託先である一般財団法人日本立地センターからは、コロナ禍後にいろいろな自治体や調査機関などが実施する設備動向に関する調査が増え、回答する企業側がアンケート疲れになっており、設備投資計画を持たない企業が回答しなくなったものと考えていると聞いております。

○新井田委員

やはり皆さん、情報収集するのにいろいろ御負担になっていたことが分かりました。

それでは、その中でも率直にこの調査を行うメリットとしては、どう捉えておりますでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

本調査は、アンケート調査のみならず、本市の産業用地などをPRすることができるほか、有意回答を得た企業に対し、一般財団法人日本立地センターの企業立地に関する専門知識を有した職員が、訪問や電話などで詳細な事業と設備投資計画などをヒアリングした上、本市へ報告してもらえなどのメリットがあります。

○新井田委員

それでは、調査の結果で、最後のところに小樽市を候補地として関心があると回答した企業とありますが、本市を選んでもらうためにどのようなPRをしておりますでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

本調査の中で、産業用地ダイジェストという冊子を作っているのですが、石狩湾新港地域を紹介しております、その中で、本市の優遇制度や札幌圏等へのアクセスのよさをPRしております。

○新井田委員

ちなみに、この産業用地ダイジェストは毎回、更新しているものでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

本調査は合同調査となっており、毎回、参加する団体が変わりますので、調査するたびに新しく作るものになります。

○新井田委員

小樽市を候補地として関心があると回答した企業として、各実施年度で数社から興味を持っていただいているのは分かるのですが、本市としてアプローチ、アフターフォローなどはされておりますでしょうか。どのようにされているかもお示してください。

○（産業港湾）安井主幹

設備投資動向などの情報収集及び本市の立地環境や優遇制度を紹介するため、企業訪問などを行っております。

○新井田委員

しっかり本市としても動かれていることが分かりました。

先ほどの説明にもありましたけれども、本事業の資料の「1 目的」に書かれておりましたが、委託業者である一般財団法人日本立地センターの専門職員が訪問や電話、メールなどにより、より詳細なヒアリングをすりました。

本市として、別で動いていただいているということでもよかったですでしょうか。また、お互いにアプローチをして共有して進めていくということでもよかったですでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

本アンケート調査で有意回答を得た企業に対し、まず一般財団法人日本立地センターがヒアリングなどを実施しております。その上で、本市への立地の可能性がある企業につきましては、一般財団法人日本立地センターと本市と一緒に企業訪問を行っているなどのケースもございます。

○新井田委員

お互いに連携し合っているということが分かりました。

それでは、この調査を令和2年度と令和4年度、令和6年度と行ってきておりますけれども、過去に本市に興味を持っていただいている企業と、いまだにつながり続けておられるのでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

現在も継続して企業訪問などの誘致活動を行っている企業はございます。

○新井田委員

しっかり継続してつながることが大事かと思いました。

また、実績として、この調査を過去に3回してきて、実際に立地に結びついた企業はありますでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

立地につなげることは非常に難しいものがございますが、本調査から1社が立地につながっております。

○新井田委員

何もなかったところで企業に小樽市を選んでもらうところが、やはりなかなかハードルが高いと思ってしまいます。この調査をすることによって、少なからず本市に興味を持ってくださっている企業が、ターゲットとして絞れるというのが一番大きい部分ではないかと思えます。そのお相手にしっかりアプローチをすることが大事かと思えます。

もちろん隣には札幌市があったり、余市町があったりと、本市の特色をしっかりPRしながら、できればサテライトオフィスとかIT関連の企業誘致をしっかりと進めていただきたいという個人的な思いは、正直ありますけれども、本事業で得た情報をしっかりと漏れなく生かしていただけたらと思えます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々をお持ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎小樽市観光客動態調査の結果について

まず、小樽市の観光客動態調査の結果は、非常にいい情報もあるのかというところですが、1点伺いたいのが、小樽市への再訪意識について非常に高い結果が出たということですが、この理由についての調査などができているのか、あるいは、今後そういったことに取り組む予定があるのかを伺えますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

再訪の意思に関して9割を超えているという高い結果ですが、本動態調査の結果から申し上げますと、満足度が「非常に満足」と「満足」を合わせると9割を超えており、それと非常に相関関係があるものと分析しております。観光客の皆さんに満足していただく、来てよかったと思っていただけることが、また次も来たいというものにつながっていると、本調査から分析しております。

○中村（吉宏）委員

聞き方が足りなかったのかもしれないですけども、その理由は、ここからは把握ができないということでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

理由等につきましては、今回、小樽市に来た目的といったところから、小樽市のこういったコンテンツを魅力に感じて来ていただけるかという部分は本調査から見とれます。例えば、食べ物を目的に来ていたり、運河と歴史的建造物を目的に来ていたりするところは、目的のところから取れますので、本市の満足度につながっているコンテンツは読み取れるかと思えます。

○中村（吉宏）委員

もう1点なのですが、観光消費額について伺います。

1人当たりの平均消費額が示されているのですが、難しいと思えますが、例えば消費の最高額や、最低額といった数値は把握できているのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

調査の個々のデータにつきましては、今、手元にはございませんのでお答えできませんが、一応調査の細かいデータを見ていけば、アンケートの中で一番高かった方、一番低かった方は導き出せるものと思います。

○中村（吉宏）委員

今、小樽市は観光も大分成熟してきて、高付加価値化が非常に大きなキーワードになっているところで、実は、この高額の消費者の方が何を求めているのかまで読めたら、もっと有効なデータになるのかと思いましたので、引き続き情報を追いかけていただいて、何か出てきたらお聞かせいただきたいと思います。

◎クルーズ船ターミナル駐車場について

クルーズ船ターミナル駐車場について伺います。

ここを通年で開放して有料化して利用するべきではないかという立場から質問したいと思います。

我が会派の代表質問の答弁で、令和8年4月の基部緑地供用開始に伴い見込まれる来訪者の増加、公共施設の有効活用の観点から観光バス駐車場として通年利用することについての課題や効果を整理し、検討していくとのことでありすけれども、まず、この課題は何なのか、お示しいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

課題としては、駐車場とした場合の料金設定や、運営方法などといった事業スキームをどのように行っていくのか。それと、事業スキームについて、一部、国の施設部分がございますので、国との調整などが考えられます。

○中村（吉宏）委員

料金設定でいけば、小樽市堺町観光バス駐車場をたしか2,000円で利用させているというお話であります。同じ金額で設定しないと、サービスすることによって逆に不平等を生じるのかというのがあるので、これはもう簡単に解決できるのかと思います。運営方法についても、直営でやるのか指定管理を使うのかの2択しかないので、これも恐らく解決はすぐなのだろうと思います。

もう一つ、国との関係性のところでいきますけれども、国に何か問合せなどは行われているのですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

昨年度、一般的な場合でのお問合せはしておりますけれども、具体的にここは駐車場として使うのだけれどもどうだとかという話では、問合せはしておりません。

○中村（吉宏）委員

今、一般的な問合せとはどのレベルまでなのかが分かりませんが、私もこの点を早く進めてほしいと思う観点から、国の機関等にも調査を行ったのですが、少なくとも小樽港湾事務所は、特にそういった利用についての問合せがないのだということでありました。

この国の手続について、私もいろいろ調べたところによりますと、国土交通省の見解でいきますと、まず、基本的に運用は港湾管理者で行うことになる。有償での運用については、土地を又貸ししたりという運用はやってはいけません。ただ、事業者といいますか、貸付などの場合は許可が必要になると。有償での運用についても構わないが、国土交通省と協議を行って必要な手続を取ってくださいということです。

特に何か国が、ここが一部国有地であること理由によって有償での利用が難しいという話ではないのだろうと思うのですが、その辺の見解をもう一度お願いしたいと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

このクルーズターミナル駐車場につきましては、これまでも北海道開発局に問合せというか、いろいろ聞いてはいます。例えばなのですが、民間事業者の方がこの土地を市から借りて、そこで営業するのはどうかといった問合せについては、港湾管理者が主体となってやる分にはいいですというお話は以前からいただいています。

ただ、どういった手法で駐車場として使うのかという具体的な話までは進めていませんので、その辺については、

本当に利用するのであればどのような手続をするのか。当然、先ほど答弁させてもらいました事業スキームをどうするかを、まず決めなければならないといったところでは結構時間がかかるのかとは思っています。

○中村（吉宏）委員

次に、その効果について、何か考えていることがあるのか、示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

効果としましては、現在、観光船ターミナルの隣で整備中の緑地が完成いたしますので、その周辺が、よりにぎわいを見せることが想定されますので、周辺の道路混雑の解消や、バスの駐車場として活用することでの誘客効果といったものが期待されるのではないかと考えております。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、財源を含めての経済的な効果で、何か考えられた部分はないのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

駐車場として活用した場合の経済的な効果までは、現時点では考えておりません。

○中村（吉宏）委員

そこをまず一番考えてほしいのです。特に歳入歳出に関わる、関わらない、また費用の負担をどうするのかという話なのですけれども、やはり、このまま、今回提案されている冬場の観光バスの一時置場ですか、駐車場について、小樽市総合博物館を利用すると、その際に除排雪費用で330万円かかりますと。ここは、いわゆる駐車料金等は取らないのだという扱いになっています。少なくとも今、通年で利用した際の試算を私なりにしたのですが、経済的な効果として、本当にただのバスの乗降場としての利用だったら何も発生はしない。小樽市総合博物館に、冬場とはいえ除排雪費用がかかって、何もプラスのものは出てこないでマイナス330万円だと、これが税金から支払われるという感覚は市民の皆さんも持つと思います。

これは市民のためになるのかという視点からは、やはり違うのではないかなという観点でお話ししますと、1年が365日あるとしまして、今年のペースでいくとクルーズ船が32回寄港すると、クルーズ船寄港中は、この駐車場は一般には利用できません。そのほか、おたる潮まつりが3日間ありまして、この3日間もバス車両は入ってこられませんから、これを引くと年間330日、クルーズ船ターミナル駐車場等を利用できると仮定します。

そして、観光バス1台の駐車料金2,000円、小樽市堺町観光バス駐車場と同じ金額を徴収すると、少なく見積もって1日10台利用すると年間666万円の収益が発生するのです。昨年、冬場に入港した2隻のクルーズ船は間隔を取って入港されたようだけれども、337万円を除雪に投じたということなのですが、たったの2回だと思います。

降雪期に間を置いて対応してこの費用になったと思われるのですけれども、常時冬期間は除雪を行うとしても、その他の効果としてはやはり駐車場がきちんと運用できるし、クルーズ船ターミナルの駐車場が運用されることによって、市長もおっしゃっている北運河方面への回遊性の期待も十分高まってくるのだらうと思うのです。

本来でしたら、こういう観点で計算して、もうすぐにでも取りかかっていたきたいのです。できれば、今年の後半から運用しますという気持ち、小樽市総合博物館は別にしても、すぐ運用してほしいぐらいの勢いがあります。

ちなみにもう一つ言うと、行政が直接手を下すのか、指定管理によるのか、あるいは貸し付けてやるのか、収益が発生した場合は、この工事に関わった補助率3分の1を年間一括で国庫に返還すればいい。あとは、必要な許可申請だけ出してくださいという、何ら難しい話ではないのだらうと思うのです。

ぜひともこのクルーズ船ターミナル駐車場、年度内には言いましたが、早い時期にやってほしいと思いますけれども、見解をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

この駐車場につきましては、本会議でも市長から答弁させていただきましたが、有料で使える形で今後、検討していきます。やはり制度設計には時間がかかりますので、結果がまだどうなるかは分かりませんが、できるだけ早

く検討してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今、そんなに時間かかる話ではないですという御説明をさしあげましたけれども、これ以上、何に時間がかかるのかを説明してもらえますか。

○（産業港湾）港湾室長

何に時間がかかるかといいますと、繰り返しになりますが、委員からのお話もありましたが、今、料金設定も2,000円といったものがベースになると思います。本当にその金額が妥当かですとか、直営でやるのか、業者に委託がいいのか、将来、例えば指定管理がいいのかといったものも検討しなければならないと思っています。そういった意味では、何も問題なく、すぐにできることではないと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、その検討はどのぐらいの時間がかかるのか、めどでいいのでお示しいただけますか。

○（産業港湾）港湾室長

まだ検討に入っていないものですから、いつぐらいというところまでは、ここで申し上げるのはなかなか難しいと思っています。

○中村（吉宏）委員

引き続き、第3回定例会でも伺ってまいります。

進捗があるようにお祈りしていますが、少なくとも、もう少しスピード感を持っていただかないと、小樽市全体で見ますと、このクルーズとか観光バスの駐車場関連は、小樽市の観光のスピードにも巻き込まれて、どんどんうまく運用をしていかないと、本当に観光経済効果もろもろ、ましてや、マイナス効果まで生んでいるという状況です。小樽市総合博物館の除排雪のマイナス300万円だって、やはり市民負担になるわけですから、そういった意味も含めて、しっかり御検討いただきたいと思います。なるべくスピーディーに制度設計していただきたいと思っています。

◎クルーズ船誘致について

次に、クルーズ誘致についてであります。

クルーズ船受入れの増加に向けていろいろお伺いします。

近年の傾向としてオーバーナイト、一晩かけて停泊されるクルーズ船の数が増加してきているようです。今回オーバーナイトの入港業務当日対応表ということで先日、入港されたバイキング・オリオンの資料を要求いたしました。これについていろいろ伺っていきたいと思います。

まず、要求した資料なのですが、私が当初入手した資料と経済常任委員会に示された資料が違って、備考欄が私の手元にはあるのですが、委員会資料には載っていないのです。なぜなのか、お示しいただけますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

委員の御指摘のとおり、備考欄に船に乗っている乗客の国籍であったり、あるいは人数であったりという割合を掲載しているのですが、特にラグジュアリー船に多いのですが、船会社によっては全くこういった情報を公開してはならないところもあるものですから、それについては削除させていただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

では、このバイキング・オリオンからの情報も開示してはいけない扱いということでよろしいのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

バイキング・オリオンもラグジュアリー船でございます。

○中村（吉宏）委員

ただ、情報によりますと、他の港では一部情報を出していいと、これを出していいのかどうかは、どうやら北海

道運輸局海事振興部がこの情報を出すことについてはよしと示していると伺っているのですが、この点についての認識はいかがですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

船社の意向みたいなものも、もちろん確認しているというのものもあるのですが、そもそも入港時のぎりぎりにならないと、そういったバックリストみたいなものが送られてこないという状況はあるところでございます。

○中村（吉宏）委員

分かって把握するというタイミングがぎりぎりだとか、前日ということもあるのかもしれませんが。

ただ、今これの情報として一般的に出せるのか、出せないのか、これは全体公開しろと言っているわけではなくて、少なくとも関係各所、あるいは経済界などに向けての公開はできないのかという観点でお伺いしていますけれども、この点はいかがですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

関係各所全てに公表する情報とは私どもも認識してございませんが、やはり市内のサービス業の方によれば、国籍であったりといったものをある程度、知りたい場合もございます。その場合は、過去の寄港実績なども踏まえまして、ある程度こういう国籍の方が、これぐらいの割合で乗っていますということは、お問合せベースで回答しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

過去のというか、その年、その年で、例えば船社が用意しているパッケージングツアーなどの趣向で乗船客がやはり変わってくる、あるいは、国籍だとか所属、属性が変わってくることも考え得るし、少なくとも船のつけ方でずとか、クルーは何人が乗り込んで何人が降りるとか、出国審査の有無とか、どこがオペレーションするとか、どういう物を積み込むという情報はないにしても、例えば観光バスが何台来て、そのうち市内周遊するとか、市外に出るとか、あるいはこういう国の方たちがおおむね何名、あるいは何%という形でも表示することによって、市内の経済界や、あるいは観光事業者たちの受入体制もまた変わってくると思うのです。

おもてなしという概念を前面に出している小樽観光からすると、非常に重要な情報にもなると思うので、こういうものは、1回精査しなければならないのですけれども、積極的に提示をしていただきたいと思いますと思いますが、考えを示していただきたいと思います、いかがですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

昨年7月に市内の観光事業者を対象といたしまして、小樽港クルーズセミナーを開催させていただきました。その際に、小樽都通り商店街振興組合であったり、市内のNPO法人、その他企業から複数お声がけいただいたところでございます。こういった企業に対しましては、まず、どういった情報を知りたいかということをお聞きする必要があるかと思うのですけれども、聞いた上で可能な限りの情報提供をしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

小樽市でいけば、その情報収集、提供を受けるのも港湾室がやっているということによろしいのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

港湾室でやっているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

では、そういったニーズや返ってきた回答は、例えば観光振興室と情報共有、連携したりということはされているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

観光振興室と逐一情報共有していることではないと認識してございます。

○中村（吉宏）委員

ということは、観光の場面についても港湾室がしっかりと責任を持っていろいろな必要な情報を流したり、そういう情報を提供したり、あるいは、おもてなしの何かを組み立ててあげたり、アイデアの企画商品を作ったりということまで手がけるという認識でよろしいですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

ニーズをお聞きした中で、港湾室などにおつなぎするケースはございますが、今のところ、例えばそういう商品造成に関しましても我々港湾室で直接、例えば企業を紹介してくれとか、商品造成等に関わる部分を船会社であったりとか、あるいはランドオペレーターからお問合せを受けたら、私どもで一時的におつなぎしていることは事実でございます。

○中村（吉宏）委員

ということは、港湾室はそれだけの情報をストックされていたり、ふだん観光事業者という企業としっかりと情報共有、交換ができていくという認識でいいのですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

言葉足らずであったかと反省してございますが、一義的な情報共有が可能な場合は港湾室が窓口となって対応してございますが、それによらないというか、私どもが分からないという場合については、当然、小樽観光協会であったり、観光振興室を通じて御紹介いただくというケースはもちろんあるところです。

○中村（吉宏）委員

今までの議論を受けて、私の感想ですけれども、今、第3号ふ頭の状況をめぐると、この第3号ふ頭は小樽港港湾計画でも位置づけ的には人を呼び込むものですよ、にぎわいづくりをしましょう、人を呼び込んでいく。クルーズ船も来てくださいますし、だとしたら、観光客もどんどん入ってきてくださいというエリアになっています。

だけれども、どうしても港湾室は、やはり規制、制限、立ち入れないでくれ、それはソーラス区域もあるし、作業の安全確保という観点もあるかもしれませんが、殊に、第3号ふ頭に関しては、もう発想を大きく逆転していかなければならなくて、今、議論していると、何で一義的に観光振興室に足りない情報だけ求めるという話になるのかなど。全庁的に情報共有されていいのかと思うのです。観光振興室も港湾室もお互いにそういう情報がスムーズにやり取りできる。そうすると、港湾室も肩の荷が下りませんか。観光のプロフェッショナル、専門家がセクションにいるのですから、こちらにこういうものが来るから何かうまい具合のものに役立ててと投げたほうが楽になりませんか。しっかり管理業務という方面に集中できると思うのです。だから、今の議論を聞いていると、どうなのかというのが私の率直な感想でした。

ましてや今、第3号ふ頭はもっと開かれていかなければならないタイミングなので、そういう観点でもう少し見方を変えていただきたいという質問なのですけれども、見解はいかがでしょうか。

○産業港湾部長

今、担当からもろもろ答弁させていただきましたが、中村吉宏委員には、言葉足らずで伝わっていないのかもしれませんが、いわゆるクルーズ船の誘致は、基本的には港湾室が船の船社や、ランドオペレーターといったところに誘致をします。

一方で、クルーズ船が小樽港に着けば、そこでできる観光といったことについては、観光振興室とか小樽観光協会と連携してやっているというのは、今も当然やっていますし、東京都でやっているクルーズセミナーなどにも北後志も含めて小樽観光協会が参加して、こういった観光があるので、皆さん、どうぞ小樽港に来てくださいということで、実際に一緒に連携してやっております。

そこは、今後も、小樽観光協会や観光振興室と連携してクルーズ船の誘致していきます。それから、今みなとオ

アシスにもなりましたが、第3号ふ頭のにぎわいづくりというものも当然、港湾室だけではなくて、みなとオアシス小樽運営協議会にも小樽観光協会や、観光振興室が関わっていますので、そこは連携してやるということで我々としても考えておりますので、御理解いただければと思います。

○中村（吉宏）委員

連携してやるのだという部長答弁をいただきました。

先ほどの情報の話に戻ります。備考欄のクルーズ船が入ってきた情報、少なくとも積込物が云々のところではなくて、どういう属性で、どういう人たちが来るのか、こういう情報はやはり観光振興室とはせめて情報共有していなければいけないと思うのです。なぜなら、港湾管理者は小樽市ですよね。港湾室も観光振興室も小樽市ですよね。せっかく入ってきたクルーズ船を活用するのだったら、そういう部分で、部長の答弁を徹底するのだったら、やはりそういう話になると思うので、くれぐれも連携はよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょう。

○産業港湾部長

クルーズ船が入ってきた情報提供につきましては、観光振興室ではなくて、産業振興課で、こういった船がいつに入ってきますということを商店街や市場にチラシを作って情報提供はしてございます。あと、それに対して、先ほど委員がおっしゃっていたような情報の足りない部分があれば、それについても今後、検討していくということで考えてございます。

当然、観光振興室もいつ船が入っているというのは分かっています。商店街には、うちの商店街担当が情報としては提供していますということを今お話ししたということです。

○中村（吉宏）委員

ぜひ情報共有は、本当に徹底していただきたいと思います。観光都市だと言っている小樽市が、そういう情報が回っていないこと自体が私はおかしいなと思いますので、よろしくお願ひします。

◎観光船ターミナルについて

次に、観光船ターミナルの運用について伺いたいと思います。

観光船ターミナルは8月1日から運用開始ですけれども、この日にしたのはなぜなのか、お示してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

観光船ターミナルが8月1日にオープンするというところでございますが、現在、進めております観光船ターミナル新築工事の工事期限が7月31日となっております。

ただ、現在のところ、おたる潮まつり直前の完工、そして、引渡しという形で工事を進めている状況でございますので、一般開放につきましては、新築の建物でございますから、準備期間が非常に短いところでございますので、8月1日のオープンという形で考えてございます。

○中村（吉宏）委員

このプレオープンをおたる潮まつりにできたら本当によかったと思うのです。

というのは、一つは、多くの方にやはり見てもらえるし、トイレ事情が悪い中でトイレも使わせてあげられるだろうと。だから、期間が短いのだと言うけれども、期間が短くても何とか頑張っていたきたいというイメージがあります。さらに、これが多くの方がもう認知していて、使い勝手すらもう分かるというイメージが湧きやすい施設だったらいいのですけれども、みんな、これは何だろうというイメージで、ずっとベールに覆われていた経緯もあります。

証拠に、観光船ターミナルのネーミングライツに応募がなかったですよね。このことについて議会でも指摘あって、市長から、建物が工事中でイメージがつきにくかったことが要因だと答弁なども出ているのです。もう少し早く公募されていて、応募者が現れて、市の歳入につながるように動くべきなのではないかと思うわけです。

そうすると、おたる潮まつりは、もう何万人も来場されるわけですから、絶好の機会で、みんなの目に触れさせ

るのもいい機会だと思うし、ましてや、そういう興味のある企業たちにも目に留めやすい、入りやすい、ここだったらうちの宣伝になる機会としては絶好の機会だと思うのです。おたる潮まつりに、ぜひプレオープンや内覧などではなくても、大きなことをしなくてもいいのしょうけれども、人が入れて、トイレが使えて、こういう施設なのだと、時間を区切ってもいいと思います。

認識できるタイミングをつくっていただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○（産業港湾）港湾室主幹

おたる潮まつりでのプレオープンや、一般開放をといった部分でございますが、やはりおたる潮まつりの直前での引渡しということで、新築の建物でありまして、いろいろと準備しなければいけない部分がございます。そういったことから、一般開放については、なかなか難しいものではないかと考えてございます。

ただ、1階にはトイレがございます。こちらのトイレにつきましては、例えばおたる潮まつりの期間中だけでも開放が可能かは検討してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

少しでも建物に触れる機会をつくっていただけると、妥協点かと思しますので、お願いしたいと思えます。

次に、また観光船ターミナルから、今度は船だまり、乗り場について伺います。

観光船ターミナルに付随した小型船だまりの建設事業費について国の予算が得られなかったということで、第3、第4乗り場が来年の事業になりました。

この乗り場や観光船ターミナルを利用しようとしていた事業者への対応はどうなっていくのか、お示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

第3乗り場、第4乗り場の整備が遅れることに関しましては、利用を予定していた事業者が遅れることの説明を行いまして、御理解はいただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

この観光船ターミナルについてですけれども、これからの予定では、第2乗り場が観光船あおぼなどの観光船、観光振興公社所有の船舶が利用を予定しているのだと思えます。

第3乗り場については、運河クルーズが利用するようではありますが、その後、青の洞窟等を巡る事業者が第4乗り場を利用するというところであります。

この第4乗り場を利用する事業者は多数あると思うのですけれども、利用の調整についてはどのように対応しているのか、お示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

第4乗り場の利用の仕方ですが、青の洞窟関係の事業者には、計画段階からこういう乗り場を整備するのですが、皆さん、使われますかという説明をいたしまして、できるのであれば使いたいという業者は複数社おります。

その希望のあった方々に、市はどのような形で使っていきますかということで投げかけをして、皆さんの使いやすい使い方やどうやったらできるかというのを、今、事業者に投げかけて協議していただいている状況です。

○中村（吉宏）委員

第4乗り場について、これから新規の利用も希望している事業者たちもいると思うのですけれども、結構混雑するのではないかとと思うのです。

そこで伺いますが、例えば、第1乗り場がビジター用の扱いだったり、第2、第3乗り場を利用する事業者が限られていると。もちろん常時係留などをしない施設だろうと思えますが、こういう空いた時間で運用していくという発想もあるのではないかとと思うのですけれども、この辺の考え方としてはいかがですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

まず、第1乗り場はビジターバスとなっております。現在、空いている部分がございますので、使いたい事

業者がおりましたら、船のサイズで合う、合わないもございますが、調整して、ビジターとして利用する分には全然、構わないバースとなっております。

一方で、いろいろ混雑するというお話がございました。それは当然、今、動いているのは株式会社小樽観光振興会社だけですので、問題ないのですが、今度は第3乗り場、第4乗り場も出てきたときに、小樽・青の洞窟・窓岩周辺海域等利用協議会の方々も固定のダイヤを持っています。先日も事業者側の皆さんにお集まりいただいて、当然、そういう認識がございますので、そこの部分をどういった形で入港、出港するのかについては調整が必要だという共通認識を持っていただいて、今後それはきちんと調整していこうということで、今進めているところです。

○中村（吉宏）委員

港湾法第13条で、港の施設の利用については、その他の港湾の管理運営に関して、いわゆる港湾管理者も不平等の扱いをしてはいけないという規定がある以上、これは希望する方たちがきちんと使えるようにしていただきたいと思えます。

ちなみに確認ですけれども、ここは、いわゆる常時係留する施設ではないと認識しているのですが、第1乗り場、第2乗り場、第3乗り場、第4乗り場はあくまでも発着場という認識でよろしいですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

おっしゃられるとおり、発着場としての施設でございます。

ただ、シーズンになれば、例えば夜間クルーズといったものも行う事業者もおりますし、翌日の朝、すぐにまた営業を開始しなければいけないといった場合に、1回1回その場に戻るのが効率的ではないといった場合もありますので、そういった場合は、そのまま泊めていいですという扱いではお話をしているところです。発着場所という位置づけです。

○（産業港湾）港湾室長

今、担当課長からの答弁の部分で修正部分がありましたので、私で御説明させていただきます。

今、第1乗り場と第2乗り場については、あそこで係留していただこうと思っています。

第4乗り場については、発着場として使っていただこうと思っていますが、今、青の洞窟の事業者が発着場所ではなくて、そこにもずっと泊めておきたいというお話もあります。そういった御希望もありますので、帰る場所が、例えば青の洞窟の方々是小樽港内に係留施設があります。そういったところに戻る場所があるのであれば、一々戻らなくても、夜に泊めておいてもいいですという話も、今、調整しているところです。

○中村（吉宏）委員

今の係留のお話ですけれども、本来であれば、第4乗り場は、何社も利用するという形になると、各事業者がずっと常時係留は基本できないわけではないですか。第3乗り場、第2乗り場を使う人が決まっているから、ずっと係留できるというところから逸していかないかと思うのです。

先ほど港湾業務課長がおっしゃった、例えば夜間に運航して、それがまた早朝に運航するから便宜上、泊めますというのであれば、これは合理性があると思えますけれども、運航しなくても常時泊めておくというところ、またいろいろと波紋を広げるシーンがあると思うので、ここではあえて強く言いませんけれども、いろいろ検討いただきながら、慎重に御対応いただく必要があるということだけは申し添えておきます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
みらいに移します。

○平戸委員

◎ネーミングライツについて

まず、ネーミングライツについて伺います。

今回、本市として、初めてネーミングライツを募集することになったのが小樽港観光船ターミナルになります。今まで、本市ではどの部署もやったことがないことを始めたわけですので、今回は残念ながら応募がありませんでしたが、それも一つのノウハウを蓄積したというようにプラスに捉えていただきたいと、私も捉えるようにしたいと思います。重要なことは、なぜ応募がなかったのかをしっかりと分析して、次の募集に生かすということだと思います。

今回、募集が不調に終わった要因について、もちろん一つに断定することはできないという前提の上での質問ですが、やはり希望額として示した年間300万円という金額が一番の要因であったと考えるべきなのではないかと思います。

現時点で応募がなかった要因についてどのように考えているのか、お答えください。

○（産業港湾）港湾業務課長

応募がなかった背景には、募集時期が工事期間中であったため、応募を検討する方にとっては完成後の建物や利用状況など全体像が想定しにくかったことが要因の一つではないかと考えているところですが、委員がおっしゃられる金額の面も要因の一つとして想定されます。

○平戸委員

次に、募集時には企業から質問が計9件来ていたという資料が出ていましたが、それについて合計何社から質問が来たのか。また、その企業は市内なのか、市外から来ているのか、その件数についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

質問は1社からで、市内の企業となります。

○平戸委員

次に、今回応募がなかったわけなので、次回の募集に向けて企業に対してヒアリングが必要になってくるものと思います。

もちろん最低でも今、言われた市内1社の企業にはするとして、そのほかにも本市とつながりのある企業、例えば包括連携協定を結んでいる企業であったり、企業版ふるさと納税をしていただいている企業、そのほかにも市内の有力企業というか、ある程度、経営規模、経営体力があるようなところには、次はどのような条件であれば応募を考えてくれるのか、特に私が思う価格の面について、どの程度であれば応募を検討していただけるのかということを投げかける必要があるように思いますが、その点はいかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

応募がなかった要因について、やはり応募される側の考え方などを確認することは重要であると考えておりますので、1回目の募集で周知を行った団体などに対しまして、本市が示した条件をどう受け止めていたかなどをヒアリングしてまいりたいと考えております。

○平戸委員

今のお答えですと、1回目に周知した企業に対してになると思うので、前回、周知したところから今回は応募がなかったため、そのほかのところにも何か検討すべきかと思うのですが、その点はいかがですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

委員のおっしゃる意味は理解できるのですが、つながりが全くないところにいきなりいくわけにもいきませんので、周知を行った各ジャンルの企業団体等がございますので、まずはそこに聞いてみて、その上で、どういった個別企業に聞くのがいいのかなどの助言もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○平戸委員

多く意見を集めていただけたらと思います。

次に、ネーミングライツ料について、金額のところ、当初、施設の運営費に充てるという御説明を受けておりましたが、今回応募がなかったことで施設の運営に対して何か影響が出るのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

ネーミングライツ料は、補助金などの特定財源ではございませんので、施設の管理運営上、支障が生じるものではありませんが、観光船ターミナルにおけるネーミングライツの導入の目的は、安定的な自主財源を確保して、持続的な管理運営を図ることとしておりますので、今回ネーミングライツの応募がございましたので、そういった意味では影響があることとなります。

○平戸委員

自主的な財源の確保ということで、そこについては影響が出るものの、施設の運営自体に対しての補助金ではないので、影響がないということでした。次の再募集のタイミングについて、予定どおり8月からオープンすれば、先ほど中村吉宏委員の質問の中にもありましたが、例えば、おたる潮まつりで多くの方に見ていただいて、どのような外観で、どのような規模感でというものに加えて、中も少し見ていただくことで実際の来場者数であったり、来場者の属性などについてもどんどん分かって、企業側にとってもそれが分かって、ネーミングライツを導入するメリットが伝わっていくように思います。

再募集するに当たって、契約開始のタイミングについては、年の初めという区切りでやるのか、または来年度の初めからという契約にすることがあると思いますが、どのように検討されているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

契約のタイミングですが、それに伴って逆算して再募集をいつから行うかや、時期も必然的に決まってくると思います。それらも他の募集条件とともに検討した上で決めてまいりたいと考えております。

○平戸委員

次に、こちらも再度募集する際の条件で、私は一番大きいところとっておりますが、金額に関するところで、今回は希望額を事前に提示するという形でしたが、再度募集するとなれば、おのずと今回の希望額300万円よりは低い金額を設定することになるのかという認識を持っています。

金額設定の方法として、ほかに最低額を提示することや、逆に金額については何も設定しない方法もあると思いますが、それぞれの方法についてメリットとデメリットをお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

まず、最低額を提示することのメリットとしましては、応募する側にとりましては、目安がはっきりしますので、その一方で応募額が高まらない懸念も考えられます。

なお、金額を設定しない場合ですけれども、金額の制限がなくなりますので、こちら応募がしやすい一方で、市が希望するような額を大きく下回る応募など、導入の趣旨としている持続可能な管理運営を図るための自主財源の確保が難しくなることがデメリットとして考えられます。

○平戸委員

もちろん、そこもこれから検討して決めていくという段階だと思います。

次に、最低額を設定する場合に、考え方にもよりますが、ネーミングライツを導入したことで結果として、本市

として、ネーミングライツ事業においては収支がプラスになることが最低限必須になってくると思います。今回応募がなかったことで、観光船ターミナルの外壁には小樽市観光船ターミナルという看板が取り付けられていますが、このネーミングライツの契約が進めば、看板の取替えになるものと思います。

この取り外しにかかる費用はどのような負担になるのか、そしてこのネーミングライツ募集には、どれくらいの費用がかかっているのかをお示してください。また、そのほかに、ネーミングライツを契約した以降、毎年、維持などで必要になる経費があればお示してください。

○（産業港湾）港湾業務課長

ネーミングライツ事業者が決まったとしても、現在設置されている看板をそのまま生かすということも可能なのですけれども、募集要項で取り外しにかかる経費は事業者側の負担でお願いしております。

また、募集にかかった経費ですが、チラシの印刷といった簡易な事務経費のみでございまして、毎年の維持で必要になるような経費は特にございません。

○平戸委員

看板の取り外しは、スポンサー企業の負担で、何かしらの経費が毎年かかることはないことが分かりました。

ここだけを考えれば、たとえ数万円程度のスポンサー料だとしても、ただ、ネーミングライツ事業としては、収支としてはプラスという考え方もできるように思いますが、今回の募集に至るまでに港湾室でもいろいろ検討をさせていただいて、さらに財政部でもネーミングライツのガイドラインを作成していただいたりと、そこには本当にいろいろな苦勞があったように聞いていますし、そこには人件費ももちろんかかってきます。その人件費を算出することは難しいですが、その人件費も含めて収支がプラスになるような募集にしていきたいと思っております。

◎ナイトタイムエコノミーについて

次に、ナイトタイムエコノミーについて質問していきたいと思えます。

ナイトタイムエコノミーを構成する要素についていろいろあると思えますが、大きく分けるとエンターテインメント、飲食、夜景、ナイトマーケットといったイベントに区別できるように思えます。それぞれ各都市によって様々な特徴がありまして、例えば、福岡県福岡市の博多区といえば屋台が並んでいる光景をイメージしますし、函館市は夜景があるというように各都市に特徴があって、本市もぜひそのような特徴、小樽市と言ったらこれというものがそのうちできていただきたいと思っております。

ナイトタイムエコノミーを推進するに当たって、本市の現状認識としてサービスの提供、供給サイドについては、私の認識としてスナックをはじめとする飲食店については、十分現状で足りているものの、夜のエンタメについては足りていないと感じていますが、どういった認識をお持ちなのか、お答えください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

夜のエンターテインメントにつきましては、本市には運河クルーズや天狗山からの夜景など、多くの観光客から親しまれているコンテンツがあるほか、近年は新たな夜のイベントの創出など魅力向上の取組も進められているところではありますが、本市が滞在型観光を推進し、さらなる観光消費につなげていくためには、現時点で十分とまでは言えない状況と認識しております。

○平戸委員

私もエンタメについては、コンテンツはあるものの、まだ足りていないことを認識しています。

聞き逃したかもしれませんが、このスナックをはじめとする飲食店について十分足りているのかについても、もう一度お願いします。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

スナック等の飲食店の状況につきましては、現状、調査等で把握していることではありませぬので、過不足の状況は把握しておりませぬが、観光客の皆さんが飲食したりというところの夜の飲食店という意味で申し上げますと、

一定程度充足している状況にはあるのかと認識しております。

○平戸委員

もちろんスナック、飲食店と大きく考えると、全数調査はやはり難しいですし、お店の状況に応じて外国語での対応をしているのかや、受入体制がどの程度整っているのかは、正直、実際には分からないので、その正しい認識は、感覚的なものになってしまうのかとは思いますが。

次に、夜の観光、特に飲食店の居酒屋やバー、スナックは、初期投資が比較的少額で済むことから参入障壁が低いこともあり、新規参入、新規開店が多い業種ではあるものの、その分、お店を続けられなくなる方も多い業種だと思います。そのように、常に淘汰が繰り返されることで、利用者側からの目線でいえば一定のクオリティーが長期的なスパンでは確保されることにもつながっているように思います。

市長も、ナイトタイムエコノミーを推進していくと度々御発言されておりまして、よく言われる通過型観光から滞在型観光へと変わっていくためにも、乗り越えなければいけない課題だと思っています。本気で夜の観光を充実させたいとなれば、飲食店はもちろんのこと、エンターテインメントという側面を強化する必要があるように感じています。

ここでいうエンターテインメントとは、ナイトクラブやライブハウス、ショーパブといった場所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律でいう特定遊興飲食店営業をする店舗のことを言っています。この特定遊興飲食店営業を説明しますと、平成28年の風営法改正によって新たに分類されたもので、ナイトクラブやライブハウス、ショーパブといった店舗のうち、午前0時から午前6時までの時間で営業するためには、特定遊興飲食店営業として許可をもらう必要があり、また、道の条例で定められた地域内である必要もあります。

本市も市地域の指定を受けておりまして、稲穂1丁目、2丁目、3丁目の一部と、花園1丁目から4丁目のうち、商業地が道の条例で定められた地域になります。この地域は、基本的に営業時間が午前0時等を超えてはならないとされている風俗営業についても、道の条例で特別に午前1時までの営業が認められている地域でもあります。

このバーやスナックといった風俗営業をする店舗や、特定遊興飲食店営業をする店舗が増えることは、ナイトタイムエコノミーの推進では重要な事項と思っています。行政としてナイトタイムエコノミーを推進するというのであれば、そういった店舗を増やす取組をすべきと私は考えています。

次に、この本市の創業支援という観点になるのですが、残念ながらそういったナイトタイムエコノミー推進に必要な業種に対して、現状では、本市の創業支援では対象外となっていると思います。

本市では、市内で新たに創業する方に対して創業に関する経費の一部を補助していますが、補助内容について簡単に御説明ください。

○（産業港湾）産業振興課長

現在の創業支援補助金の補助内容でございますが、事務所等を賃貸する場合に係る家賃の一部を補助しております。補助率は2分の1、補助限度額は1月当たり5万円、6か月分を補助するとなっております。また、商店街等に加わっている場合には12か月まで補助するというものが一つございます。

もう一つは、内外装工事にかかる費用の一部を補助がございまして、こちらの補助率は同様に2分の1、補助限度額は基本として50万円ですが、市外からの移住を伴う場合には30万円の加算、40歳未満の創業者の場合には20万円を加算という形の内外装工事費補助、先ほどの事務所等家賃補助とこの二つを現在、行っております。

○平戸委員

この創業支援補助について、市外から来られた方は30万円加算、40歳未満の方は20万円加算など、支援の内容が拡充してきたことは本当にいいことだと思っています。

次に、その補助の対象となる業種について要件が定められておりまして、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種（農業林業漁業金融保険業以外を行うための創業であること）と補助要件にありますが、設定さ

れている理由についてお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

この補助金の交付を受けるには、まず、市内の金融機関から新規創業者向けの融資を受けていただくことが条件となっております。この創業を含め、一般的に融資を受ける場合には、金融機関の融資の実行判断が前提になってくるのですが、この信用保証協会が保証するものが多いものとなっております。この補償の対象としている業種を参考にいたしまして、本市創業支援補助金の対象業種を設定しているところでございます。

○平戸委員

融資を銀行がする際の基準にしているからということでしたが、その状況と本市ではナイトタイムエコノミーを推進していくところが少しマッチしていないのではないかと、少し矛盾があるように感じているのでこの質問をしています。

次に、対象外となる業種の表がありまして、そこには、食事の提供を主な目的としていない飲食業としてキャバレー、スナック、バー、ナイトクラブ等とあります。

これらは、このナイトタイムエコノミーを盛り上げるためには本当に欠かせない業態となっているので、この対象外に業態が含まれていることは、本市としてナイトタイムエコノミーを推進していることと少し矛盾がある、ナイトタイムエコノミーを推進しているとは決して言えないことになっていると思いますが、その点はいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

滞在時間の延長や消費効果の拡大とした観点で、夜の観光を楽しんでいただくことは非常に重要なことと考えられますが、現在の私どもの創業支援補助金に関しましては、ナイトタイムエコノミーを推進しているとは言えないと思っております。

○平戸委員

そのような認識を持たれているということですか。

次に、先ほども言われましたが、補助要件に市内金融機関から創業支援融資を受けるとあります。この補助金に対して市内の金融機関から、例えば寄附を頂いているということがあればこの要件があることも理解できるのですが、そういった寄附があつたりするのか、お聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

補助金の原資のことかとは思いますが、そういったものは金融機関から頂いているものではございません。

○平戸委員

原資を頂いていないとなれば、この要件がある理由が分からないのですが、金融機関から融資を受けなければならないとしている理由についてもお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

融資を受けていただくということでハードルを高めておりますが、こちらは、やはり金融機関からお金を借りる、きちんと返済を続けていくということで、私どもはせっかく起業されたのであれば小樽市で長く事業を展開していただきたいといった中で金融機関からも定期的に確実にお金を返済していくことで、金融機関からの信用を得られることによって、銀行側からもいろいろなアドバイスであつたり、また、ほかのところからこういうものをつくれますか、こういうものを売っていますかという話も舞い込むようなこともあります。まずは信用を得られることを何とか進めたいと、当初はそういう考えで、銀行から融資を得てくださいという設定にしております。

○平戸委員

そういった面があるというのは、すごく理解しています。

ビジネスの世界において、小さく始めて大きく育てることがよく言われております。私は、この融資を受けることが条件となっている限り、融資を受けずに自己資金のみで小さなビジネスを始めようとしている方、小さなお店

を開店しようとしている方は、この支援の対象外になってしまうという課題もあるように思います。

次に、どうしても創業支援について、先ほどの対象外業種を追加することや、融資を受けない方への補助は難しいことがあるのであれば、もう一つ別に創業支援制度をつくるなり、ナイトタイムエコノミー推進に資する業種への支援を行うべきと思いますが、見解を伺います。

○（産業港湾）産業振興課長

先ほどの答弁でもナイトタイムエコノミーは滞在時間の延長、消費効果の拡大とした観点で、夜の観光を楽しんでいただくことは非常に重要と考えられます。公序良俗といったことも考えなければならない部分もありますので、支援策につきましては情報収集するなどして研究してまいりたいと考えております。

○平戸委員

今、公序良俗という話がありましたが、この対象外になっている表を見ると、実際にギャンブルの業種や、性風俗が対象外となっていたりというところは、公序良俗の観点で行政が支援するのはどうするのかという意見があるのももちろん分かっています。ですが、キャバレー、スナック、バー、ナイトクラブといったものについては、公序良俗に当てはまっているのかという観点をしっかりと検討していただきたいと思います。

次に、もしナイトタイムエコノミーの推進で創業支援をまた新しくするのは難しいというのであれば、やはり今ある創業支援の要件の見直しについても考える必要があるように思いますが、その点のお考えを伺います。

○（産業港湾）産業振興課長

現在の創業支援補助金の内容は10年ぐらい前から創設しまして動いておりますが、かなり好評といたしますか、市内で事業を起こされる方に多く使っておりますので、現在の内容をすぐに見直すというのはなかなか難しいです。こちらでも研究が必要かとは思いますが、先ほどの御答弁の繰り返しになってしまいますが、ナイトタイムエコノミーに関しても、支援策等でどういったものができるのかは情報を集めて研究していかなければならない部分かと考えております。

○平戸委員

好評ということであるので、私からすればナイトタイムエコノミーに資する業種に対象を広げれば、好評であればナイトタイムエコノミーに関する業種がさらに増えて、そちらが盛り上がって、滞在型観光に切り替わるといったいい効果があると思いますので、検討を進めていただきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎小樽国際インフォメーションセンターの運営状況について

まず、小樽国際インフォメーションセンターの運営状況についてお伺いいたします。

小樽国際インフォメーションセンターは、株式会社小樽観光振興公社が運営し、小樽観光協会が物販を手がけているだけでなく、みなとオアシスの代表施設にも位置づけられ、第3号ふ頭エリアの重要な役割を担う施設だと認識しております。

以前、経済常任委員会において、観光商業施設を建設する前の事業計画をお示しいただきました。今定例会では、株式会社小樽観光振興公社の経営状況を説明する書類の提出がございました。

つきましては、昨年度の株式会社小樽観光振興公社の収支状況が以前お示しいただいた計画と比較して計画どおりであったのか、あるいは、好調または不調であったのか、今回提出された事業報告を基にその収支概要と本市の見解についてお示しください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

以前、お示ししました事業計画は施設規模を縮小する前の計画値になりますので、一概に比較することは難しいのですが、昨年度の株式会社小樽観光振興公社の収支概要につきましては、観光船の旅客収入が増となったことなどにより、当期利益として約4,500万円を確保したところです。

一方で、駐車場売上げについては、第1観光駐車場、第2観光駐車場の2か所で運営を開始したことや、近隣観光施設との連携を進めたことで、前年に比べて駐車台数は増えているものの、事業計画と比べると低迷している状況にあることから、今後も経営状況の把握に努め、注視していきたいと考えております。

○下兼委員

次に、物販についてお伺いいたします。

令和6年第2回定例会における我が会派の代表質問に対する答弁では、小樽観光協会が運営する物販に関して、運河プラザで物販を行っていたときと比較すると倍増しているとの御説明がありましたが、確かに売上げは倍増しているのかもしれませんが、仕入れ、人件費、管理費、設備投資、減価償却費なども増加していることを考慮すると、単に売上ベースだけで判断することはできません。

最近、小樽観光協会の決算状況、特に物販部門に関しては芳しくないと耳にいたしました。お答えできる範囲で結構ですので、収支の概要について御説明ください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

令和6年度の小樽観光協会の収支につきましては、小樽観光協会には、一般会計、事業会計、物販会計の三つの会計があり、それぞれの当期収支差額が、一般会計が305万6,184円のプラス、事業会計が398万1,222円のプラスだったものの、物販会計が2,867万9,758円のマイナスとなり、合計で2,164万2,352円のマイナスであったと伺っております。

○下兼委員

仮に、株式会社小樽観光振興公社や小樽観光協会など市が関与する団体の経営状況が悪化した際、市は、それらの団体に対して、経営や財政状況に関する協議を行うことや意見を述べることは可能なのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

私からは株式会社小樽観光振興公社についてお答えいたします。

株式会社小樽観光振興公社は、第三セクターの株式会社であります。総務省の指針には、健全な経営が維持されるように経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要であるとされていることから、協議や意見を述べることはできるものと考えております。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

私からは、小樽観光協会についてお答えさせていただきます。

小樽観光協会につきましては、独立した法人となりますことから、市が直接的に経営状況に関与する立場にはございませんが、市から補助金を支出していることから補助対象事業が計画どおりに執行されるか、また、事業の継続性の担保はあるかなどの視点において、協議や意見を述べることはできるものと考えております。

○下兼委員

せっかく小樽国際インフォメーションセンターが出来上がって、これからまた第3号ふ頭基部なども整備されていく上で、やはり物販が一番重要なのではないかという認識を持っております。できるだけしっかりと連携を取っ

ていただきたいと思います。

それでは、今回の小樽観光協会の決算について、本市の見解と、今後、必要となる対応はどのようなことであるとお考えでしょうか。今後、緑地整備や観光船ターミナルの稼働によって、人流も変わり、にぎわいも一層増していくことと期待しております。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

小樽観光協会は、地域DMOであり、地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔としての役割が求められる団体でありますので、本市の持続可能な観光地経営を牽引していただくためにも、健全な経営状況を望むものであります。

今後も、引き続き連携して観光振興に努めるとともに、経営状況については注視してまいりたいと考えております。

○下兼委員

◎小樽観光協会の登録DMOについて

次に、小樽観光協会の登録DMOについてです。

小樽観光協会は、令和4年10月28日付で登録観光地域づくり法人、登録DMOに正式に登録されました。観光庁のホームページでは、登録DMOについて、その目的や地域の観光振興におけるメリットが具体的に示されております。地域全体で観光戦略を策定、実施し、持続可能な観光地づくりを推進する役割を担う登録DMOは、本市の観光振興においても、重要な存在であると認識しております。

そこで、まず、本市における登録DMOの理想像について市の見解をお聞かせください。具体的には、どのような機能や役割を果たす組織が小樽市の観光振興にとって最も効果的であるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

登録DMOの理想像につきましては、観光庁のガイドラインによれば、登録DMOは、地域の「稼ぐ力」を引き出し、多様な関係者と連携しながら明確なコンセプトの下、観光戦略を立案、実行し、持続可能で豊かな観光地づくりを担う司令塔となる組織とされておりまして、本市においてもその役割が求められているものと考えております。

○下兼委員

次に、小樽観光協会が登録DMOに正式登録されて以降、現在までの取組状況についてお伺いいたします。

特に、御説明いただいた登録DMOの理想像と比較して、登録以前と比べて何がどのように変化し、改善されてきたのか、具体的な事例を交えながら御説明いただけますでしょうか。また、理想像に近づくために、どのような取組を展開し、その成果と課題についてもお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室津田主幹

登録前との変化につきましては、観光地域づくり法人形成・連絡会議の開催を通じて、地域の合意形成を図る仕組みが構築されたことや、観光地域づくり法人「登録DMO」の形成・確立計画においてKPIや具体的なターゲットを設定し、ターゲットの誘客に向けた取組方針を明確化したことなどが挙げられます。

また、理想像に近づくための取組につきましては、小樽観光協会では、体験型コンテンツ、おもてなし力の向上、夜の街の魅力発信という三つの戦略を掲げ、これまで小樽版おもてなし認証制度の創設やナイトインフォメーションの開設などの施策を実施してきており、これらの取組の成果として、観光事業者の接遇力の向上や夜の街の魅力発信につながっているものと考えます。

一方で、さらなる理想像の実現のためには、マーケティング力の強化が求められており、これを担う専門的人材の確保のほか、施策を着実に遂行するための財源確保が重要な課題となっているものと認識しております。

○下兼委員

何か小樽市の観光が少しずつ見えてきたような気がいたします。何回も言いますが、小樽市の海もそうですけれども、やはり全て小樽市を一つにして、市民も巻き込んでやっていただきたいと思います。

◎デジタル客引きとステルスマーケティングについて

次に、デジタル客引きとステルスマーケティングについてです。

観光客に対して、路上で声かけを行い、特定の飲食店を紹介、マージンを受け取る客引き行為、小樽市議会でも議論がなされてきた経緯があるものと承知しております。議事録を見ると、平成19年頃から旧国鉄手宮線や堺町通り、小樽運河近辺など市内の複数か所でもそうしたことが起きていたということでもあります。

今も看板などによって注意喚起がなされてはいますが、グレーだけでも黒ではないという状況で、ぎりぎり合法になってしまうという課題があります。違法になるのは、強引な勧誘、例えば身体的接触を伴ったり、付きまといをするような行為、勧誘。誤認を招く勧誘とは、有名店を装うことや料金を偽って誘導すること。本市でのケースは、そこまで至らないものが多かったとも認識しています。

小樽市内における客引き事例について、コロナ禍以前と比べて苦情の声や情報提供などはどのような状況にありますか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

小樽市内における客引きの事例についてですが、令和4年度に1件、5年度及び6年度については、そういった声は寄せられていないため、コロナ禍以前と比べて減っている状況にあります。

○下兼委員

それはとてもよいことだと思うのですが、もしかしたら、分からないで受けてしまっているということもあるのかもしれない。

摘発が難しい側面があることは理解しております。北海道迷惑行為防止条例により、不当な勧誘を行う客引き行為は禁じられています。さらに、2022年施行の札幌市客引き行為等の防止に関する条例では、札幌駅からすすきのにかけてのエリアで、飲食店全業種の客引きを禁止しております。

本市で起きていたケースでは、観光案内をする親切な人がその案内の中でいいお店を紹介しているため、そもそも客引きに当たらないという手口であったと聞いております。

そのような形の場合、仮に札幌市のように飲食店全業種の客引きを禁止するといっても、直ちに摘発の対象というのが難しいと思いますけれども、その点の解釈について改めてお示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

委員がおっしゃるとおり、これまで本市に寄せられてきたケースにおきましては、北海道迷惑行為防止条例に明らかに違反していると言えるものではなく、直ちに摘発の対象とすることは難しいと考えております。

○下兼委員

やはりグレーというところが難しいと思います。

それでは、ここで新たな概念としてデジタル客引きというものが出てきました。東京都新宿区の歌舞伎町での事例が頻発することで、新宿区でも規制に向けて検討を行っているということです。

デジタル客引きとは、SNSなどインターネット上のいわゆるデジタルプラットフォームを通じ行われるもので、従来の路上での客引きとは異なる法的課題、倫理的課題があるということでもあります。

デジタル上の客引きを行うのは、飲食店などが自店へ誘導するなどをする場合と、依頼を受けた者がそれと分からないように閲覧した人を誘導する場合とが有ると考えております。前者は、意図的に事実誤認を招くもので、それによって利用者が財物を交付、要するに支払いをした場合に詐欺罪に当たる可能性があります。後者は、広告であることを隠して、あたかも一般消費者の意見や体験であるかのように宣伝するステルスマーケティングとして、

いわゆるステマ禁止法によって規制をされるものです。

ただ、当然に広告であることを明示した場合には、全く問題がなくなるというものだそうです。

ステルスマーケティングについては、厳密には消費者センターの所管になるのかと思います。そのため、この場では、あくまでも観光振興に関してお聞きいたします。

本市観光に関して、デジタル客引きとおぼしき事例について問題視する声が出たとお聞きしています。

事業者や個人の不利益を招きかねないため、詳細には求めませんが、同問題について概括的にお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

個別具体的な事案としては差し控えさせていただきたいと思いますが、一部ステルスマーケティングではないかといった事例についての声が寄せられているところであります。

○下兼委員

お話しいただくのは難しいですね。

それでは、そうした問題の対応策として、観光振興室としては、事業者などに対してどのようなことができるのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室吉川主幹

御指摘のようなSNS等を活用した個人の情報発信の影響力は年々大きくなってきておりますが、明らかに誤解を招く表現であったり、不当な要求などは当然にあってはならないものであります。そうした不適切な事案につきましては、注意喚起など小樽観光協会なども連携して観光事業者等に対して周知することも検討してまいりたいと考えております。

○下兼委員

今はSNSなど、私たちが若いときは違って、もういろいろなことが起き過ぎていて、何がよくて何が悪いのかということがグレーのことが本当に多いような気がいたします。さらに、観光客で訪れている方々にとっては、それを信じてしまう、恐ろしいことでもあります。やはり小樽市を訪れる人たちが正しい情報に基づいて観光体験を選択できるように、ステルスマーケティングの防止と適切な情報発信をお願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎議案第9号工事請負契約について、議案第10号工事請負変更契約について、議案第11号工事請負変更契約について

まず、議案について質問いたします。

議案第9号から第11号はいずれも第3号ふ頭の周辺再開発の関係です。

議案第9号は、緑地の整備ということで、当初予算で4億6,140万円が計上されていましたが、今回の契約は新たに2億6,125万円だと。先ほど、平板ブロック3,000平方メートル、あと集計設備で120平方メートルと、デザイン照明をつけるのだということで説明がありました。

まず、当初予算と今回の契約の差がまだほかにあると思うので、その内訳について説明してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

差額ということですが、予算の約4億円につきましては、その1工事は護岸を整備する工事、緑地整備工事です。それと陸域の今回のその2工事、それから、今の観光線乗り場である港湾庁舎と隣のトイレの解体工事、この三つの工事で構成された予算ということで御理解をいただきたいと思います。

○小貫委員

三つのうちの一つだということでした。

その中で、先ほどの説明では、集計設備の中でベンチや植樹ますというお話があって、以前、説明を受けたときのコンテナがどうのこうのという話の説明がなかったのですが、どういう検討状況になっているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

緑地の中にコンテナということですが、こちらは、みなと緑地PPPということで、収益施設を運営する民間事業者をこれから公募していきたいと考えておりました、その一つの事例としてコンテナを考えております。なので、今回、緑地で整備する部分につきましては、収益施設を設置する場所以外で緑地の整備を行うという形になります。

○小貫委員

私はコンテナはあまりふさわしくないと思っているのだけれども、ということは、今後コンテナを置く余地は残したままの整備が今回の契約だということによろしいでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

そのとおりでございます。

○小貫委員

電気設備のデザイン照明の関係なのですけれども、これが私たちはやはり小樽市らしさ、小樽市の歴史を感じさせる港であってほしいということで、今回の再開発の問題点を指摘してきたのです。

デザイン照明の小樽市らしさの縛りというのは、どのように加えて発注しているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

小樽市らしさは、なかなか難しいのですが、今回の部分につきましては、具体的にデザイン照明の図面はありません。基本的には、例として発注図面で挙げているのは、市道浅草線の向かいの日銀通りに照明柱がついていますが、日銀の前についている辺りの照明柱をイメージしたもので発注については絵になっているということで、今回については、そういったイメージを持っているところでございます。

○小貫委員

今回、入札の結果が示されましたけれども、例えば何者あってという入札の状況について説明してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

入札の状況でございます。入札の執行日につきましては、本年5月21日になってございまして、五つの共同企業体の皆さんに御参加いただきまして、1回目の応札で最低価格を入れていただきました久保・和田建・水谷内共同企業体で落札していただいたという流れでございます。

○小貫委員

これは、共同企業体で組むようにという条件をつけて入札を行ったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

そのとおりでございます。

○小貫委員

次に、議案第10号と議案第11号の関係です。

両方外構工事の変更だということで、議案第10号が乗降場所の確保ということをおっしゃっていましたが、この点と、

議案第11号の関係では、車両乗り入れ部分の見直しや雨水排水管のルートの変更と説明がありました。

まず、なぜこういうことになったのかをもう少し詳しくお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

まず、議案第10号の観光船ターミナル新築工事の変更契約です。外構工事におけるバス乗降場所の確保による舗装構成の変更と先ほど説明したところですが、具体的には、観光船ターミナルの正面、道路側の部分でございます。当初設計では車両が乗り入れない舗装構成で、アスファルト舗装を薄く設計していたところでございます。

ただ、公共の観光船ターミナルの機能ということで、再検討させていただいた結果、ターミナルの正面のスペースの部分にバスや、タクシーの乗降場所として大型車の乗り入れに対応する舗装構成、アスファルト舗装を厚くするという変更をしたことが、主な変更理由となります。

○（産業港湾）港湾振興課長

港湾管理事務所につきましては、正面玄関部分は宅配便の車両等が乗り入れすることを想定いたしまして、インターロッキングの構成を変更させていただいているほか、既存道路との擦りつけとか、高さみたいなものを考慮して、排水方法を浸透ますから雨水ますに接続する方法に変更したところでございます。

○小貫委員

今、二つの事業について説明がありましたけれども、例えば、議案第10号だと、当初の設計の段階では、乗り入れを今まで考えていなかったのだけれども、ただ、やはり乗り入れられるようにしようというお話だったと思うのです。

これというのは、普通は契約締結とか、発注する段階でその辺はもう固まっているものではないのですか。なぜ固められなかったのか、どういう理由からなのでしょう。

○（産業港湾）港湾室主幹

当初設計の段階でも想定される利用状況を基に、外構工事といった部分も設計していたところでございますが、その後、利用方法について再検討した結果、そのような状況になってきたため、変更したという形になります。

○小貫委員

再検討した結果がどういう検討だったのかはよく分からないところですが、今回の契約がいろいろ終わった段階で、第3号ふ頭周辺再開発も大分進んできたのですけれども、このことによって、現在、残されている事業はどういう事業であるのか、お示してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

現在、残されている工事でございますが、令和7年度の事業といたしまして、緑地整備を進めておりまして、陸域という部分が年度内に完成が見込まれるところでございます。先ほども話が出ていましたが、小型船だまりの第3乗り場と第4乗り場の二つの栈橋につきましては、本年度は、国費配分がなされなかったということで、来年度の完成を目指すことになったわけでございます。残されたものという部分でいくと、小型船だまりの二つの栈橋と認識してございます。

○小貫委員

あとは船だまりだけだということなのですが、これまでの周辺再開発の事業費について、以前答えていただいたときは、直轄事業負担金のことでも答えていただいたのですけれども、直轄事業の場合、事業費ベースで今回の事業費をお示してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

今の御質問は、直轄事業費ベース、そして、そのほかの市の管理者事業ということで一体幾らかかったのだということだと思います。令和6年度までの事業実績、それと7年度につきましては、これまで発注されているところで取りまとめている部分がございます。現在のところ、おおむね100億9,000万円がこれまで事業費ベースとして

の合計でございます。

○小貫委員

約101億円ということでしたが、市の負担分の多くというのは市債を発行して賄っていると思うのですけれども、この市債の発行額は、そのうち幾らになるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

そのうちの市債なのですが、細かくて恐縮なのですが、市債の発行につきましては、現時点では令和6年度事業までの分の発行が確定されているところでございます。先ほど申しました令和7年度分までと1年ぐらいうれるのですが、令和6年度で確定している部分でいきますと、約35億6,000万円になると伺ってございます。

○小貫委員

先ほど、直轄事業を事業費ベースで聞いたので大分開きがあるのは当然だと思うのですが、今、一体いつまで償還が続くという計画なのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

ただいま申し上げました約35億6,000万円は、令和6年度事業までの部分でございますので、これでいきますと、償還としては、令和18年度、要は令和19年3月までの償還が必要になってくると認識してございます。

○小貫委員

そうなってくると、今年分と船だまり分とかが来ると、令和20年度とか21年度というところまで恐らく償還が続くのだらうと思います。

◎小樽市簡易水道事業経営戦略の見直しについて

次に、簡易水道の関係についてお聞きいたします。

今回見直しがあって、昨年3月の見直しのときと比べて、今、有収水量や料金収入の実績はどうなっているのか、お示してください。

○（産業港湾）安井主幹

昨年3月の見直し時期からの修正した実績値につきましては、令和5年度分のみとなっておりますが、有収水量は約2,800立方メートル増加しており、17万8,538立方メートルで、料金収入は、税抜きで約260万円の増加で、約7,045万7,000円となっております。

○小貫委員

改善しているということだと思います。

今度は、この経営戦略自体は令和10年度までということで、この令和10年度時点での経営状況ですが、最初に立てた平成29年度のときと比べて今回はどのようになると予想しているのか、お答えください。

○（産業港湾）安井主幹

令和10年度時点での経営状況につきましては、純利益としては当初策定時の令和10年度は約マイナス2,300万円、今回の見直しでは約マイナス1,500万円で、改善はしているものの、純損失になると見込んでおります。

しかし、令和7年度、8年度は、当初、策定時では純損失であったものが、今回の見直しでは純利益が発生するとの見込みであるため、当初より状況はよくなることを見込んでおります。それに伴い、年度末資金過不足額に余剰が発生し、令和10年度までに約1億1,600万円の余剰となる見込みです。

○小貫委員

損失にはなるけれども、改善はしているという話で、やはりその中でずっと言ってきているのは、地下水利用組合との関係だと思います。

7社がまだ接続していただけないという形で、ネックになっているのがやはり料金の差だと思うのです。この地下水利用組合との料金の差について、現状はどうなっているのか、お示してください。

○（産業港湾）安井主幹

地下水利用組合の事務局に確認したところ、令和7年度現在、1立方メートル当たり100円、基本水量を超過した分は1立方メートル当たり120円となっております。

一方、令和5年度の本市の簡易水道の供給単価は、1立方メートル当たり394.6円でございますが、単純比較はできませんが、約3倍から4倍ぐらいの差となっております。

○小貫委員

大量に水を使うわけですから、1立方メートル当たりこれだけ違ったら大分差が出てくるのだろーと思えます。この地下水を利用できるようになっているそもそもの大本は、北海道が許可している地下水揚水計画です。

昨年に聞いたときは、本来は平成24年度に終わっているのだということだったのですけれども、そもそも地下水揚水計画の法的根拠はどこにあったのか、お答えください。

○（産業港湾）安井主幹

北海道に確認したところ、法的根拠はないということでございました。

○小貫委員

法的根拠はないのだけれども、無尽蔵に地下水を取っていただくわけにいかないから、北海道が地下水揚水計画という形で定めたということよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

そのとおりでございます。

○小貫委員

それでは、揚水計画についてももう少しお聞きします。先ほどもありましたが、そもそもの地下水揚水計画の目的と概要についてお答えください。

○（産業港湾）安井主幹

この地下水揚水計画の目的としましては、石狩川水系を恒久水源とする水道用水が供給されるまでの間、暫定的に石狩湾新港地域内の地下水を水源として、水道水及び食品使用水を供給するための目的でございます。

概要としましては、石狩湾新港地域における水道用水は、石狩西部広域水道企業団により当別ダムを恒久水源として供給する計画でありますけれども、ダム完成までに要する期間や企業の立地の状況、用水の需要の動向を考慮し、恒久水源による用水供給が行われるまでの間、暫定的に石狩湾新港地域の地下水を水源として供給するものとされております。

実施期間につきましては、おおむね平成24年度までとすることであつております。

○小貫委員

暫定的なものであるのだということでしたけれども、今、地下水というか揚水が実際にどのぐらい引き上げられているのか、量は分かっているのでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

令和6年度の地下水利用組合における小樽市域の使用水量は、34万2,066立方メートルでございます。

○小貫委員

34万立方メートルは年間だと思ふのですけれども、1日当たりとかは分かれますか。

○（産業港湾）安井主幹

1日当たり約937立方メートルになります。

○小貫委員

たしか地下水揚水計画だと、1日当たり1,000立方メートルぐらいという形だったかと記憶しているので、そうすると、今、小樽市域だけで約937立方メートルで、石狩地域を加えると、それを超えてしまうのではないかと思うの

ですけれども、それは大丈夫なのでしょう。

○（産業港湾）安井主幹

地下水揚水計画では、小樽市域と石狩地域それぞれの揚水する水量がうたわれてございまして、小樽市域でいきますと、1日1,490立方メートルがマックスでうたわれております。石狩市は別途うたわれてございまして、1日2,800立方メートルとなっておりますので、量的には問題ないと思います。

○小貫委員

それで、本来は平成24年度に終わるはずだったのですけれども、この計画には、もう平成24年度に終わったらこうなるみたいなことの取決めがなされていたのでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

北海道に確認したところ、基本的には本市の簡易水道や工業用水に切り替えるものと考えているというところなのですが、地下水揚水計画には特段その旨規定はない状況でございまして。

○小貫委員

規定はないということだけれども、計画をつくったのは北海道だから、そこは何で北海道がもう少し責任を持たないのかというところなんです。

問題になるのは、この地下水利用組合のいろいろな設備が相当古くなっていると思うのですけれども、用水供給施設の耐用年数はどうなっているのか、押さえているのでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

地下水利用組合の事務局に確認したところ、耐用年数は把握されていないとのことです。水を引き上げるポンプなどの設備が故障した際には、修理などの対応を行っているということでございます。

○小貫委員

今、ポンプを修理しながら使っているということですのですけれども、それを新しくするという話になった場合に、地下水揚水計画では暫定的だと言われているのに、施設を更新するのが許されるというか、許可制ではないのですが、認められていくのか、その辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）安井主幹

北海道に確認したところなのですが、特に法的根拠はないことから、施設の更新に関する制限はないとお聞きしております。

○小貫委員

その分、赤字になって一般会計から繰入れをしているわけですから、やはり北海道の責任というのは、求めているかなければいけないのです。

そういうことで、本当は北海道がしっかり赤字分を補填することが必要なのですけれども、ただ、今回、受水費が下がることで収支がよくなると、今年度から基準外での繰入額は100万円になるという答弁が昨年にあったのです。やはり、料金を見直して地下水利用組合などに利用してもらうことも必要だと思うのですが、この料金見直しについては、現状でどう考えているのか、お答えください。

○（産業港湾）安井主幹

石狩西部広域水道企業団からの受水に関する年間基本水量に関する覚書を締結したことから、簡易水道会計の収支はよくなっていくと考えておりますが、この覚書の締結期間が令和10年度までとなっております。令和11年度以降の受水費の見通しが示されていないことから、現状では料金の見直しは考えておりません。

○小貫委員

料金の見直しを考えていなくて、仮に今の地下水利用組合の方々がいいかげん、もう自前で持つのはやめようと考え出したときに、3倍の料金を払わなければいけないのかとなったら、やはりためらいますよね。それでありま

すし、今後、企業誘致との関係でも、やはりそういう投資にかかるお金が少ないほうがいいのは自明の理ですから、その辺は引き続き考えていただきたいと思います。

◎中小企業の振興について

次に、中小企業の振興の関係です。

今年2月に小樽市中小企業振興会議が開かれましたけれども、この内容について説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

今年2月に開催されました小樽市中小企業振興会議でございますが、内容といたしましては、昨年10月の会議までは、令和4年、5年、6年と3年かけて市が実施する施策について調査、審議いただいております。新たなテーマを決定いただくということで、委員の皆様から御意見をいただいたところでございます。

その結果、現在いろいろと報道等でも耳にしますが、事業承継をメインのテーマとし、また、昨今の問題でもあります事業承継にも関連する人手不足、人材確保といったものもプラスアルファとして調査、審議することとなりました。

委員の皆様からは、このテーマを基に御意見いただきましたところ、事業承継に関しましては、実態調査に関することや周知、啓蒙活動についてのこと、また、市内での連携組織についてのことなどの御意見もあり、そのほか相談窓口のこと、マッチング支援のことなどについて御意見をいただいた会議となっております。

○小貫委員

今後は、これまでも大きなテーマにもなっていた事業承継をメインとしてやっていくお話であったということでしたけれども、私も議事録を読んだのですが、その中で、市内の中小零細企業において自主廃業が目立ってきたのだという報告がなされていましたが、どのような形で目立ってきたのか、具体的に説明をお願いいたします。

○（産業港湾）産業振興課長

会議を開催しました2月時点ですが、新聞記事や私どもも外勤時に目にするのがございまして、そういった部分で判明した廃業数につきまして、令和4年からの約3年で食品製造業や小売業など12件、そのうち令和6年だけで6件の廃業が確認できましたということで、委員には報告させていただいたところです。

○小貫委員

昨年だけで6件の廃業があったということだったのですけれども、どういった理由で廃業になってしまったかは押さえているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

廃業された方に直接お聞きするのはなかなか難しいところではございますが、廃業される多くの理由は、高齢であったり、病気であったりというようなことが多いと、関係団体とか金融機関からも聞いてはおります。

○小貫委員

事業は続けられなくなったということで、高齢、病気ということですが、だから、事業承継という話になっているのだと思うのです。

私がこの中小企業の振興の中でやはり重要だと考えているのは、小企業者への配慮という条文がありますけれども、小企業者の小樽市における割合はどの程度だと押さえているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

業種によりまして小規模事業者の分類が変わっておりますので、私からは、国でやっております令和3年経済センサス活動調査によりますと、従業員数が4人以下の事業所数は、小樽市全体の58%という割合になっております。

○小貫委員

半数以上だということですが、4人以下の設定で58%ということで、やはりここを元気にしていくことが小樽市内の経済の発展にもつながるのではないかと。

それで、令和6年第4回定例会で質問したときには、この振興会議から優先して取り組む課題として三つ提言が行われたと。一つが人材不足への対応、事業承継への取組、販路拡大支援というお話でした。そのとおりだと思いつながりながら話を聞いていたのですが、今回の振興会議の議論では、この三つの課題についてはどのような意見が出されたのか、お答えください。

○（産業港湾）産業振興課長

三つの提言のうち人材不足につきましては、女性復職支援などを既に行ってまいりました。また、販路拡大支援につきましても、パッケージを入れ替えるというパッケージ支援をやっております。

今回の2月の会議では、事業承継の取組について御意見をいろいろいただきまして、実態調査に関しましては、課題がないと答えられている事業者がいるのですが、本当に課題がないものなのか、また承継するに当たり、何が妨げになっているかなどを把握する必要があるのではないかとということが言われております。

また、周知啓蒙活動に関しましては、情報を届けることが市の役割だと思うという御意見も頂戴しております。

相談窓口に関しましては、窓口を増やす、窓口がありますというだけでは、対象者を拾い上げるのは難しいのではないかと御意見も頂戴しています。

マッチングに関しましては、一昔前よりも事業承継が当たり前になってきている時代になっているので、これまでは名前を伏せるということが多かったのですが、会社名や事業内容をオープンにしていくことも大事ではないかという御意見を頂戴しております。

また、人手不足への対応は、テーマ、事業承継プラスアルファの部分にはなりますが、出生数にも絡んできますが、生産年齢人口が減ってきているので、20年後はどうなるのかというレベルで考えなければならないのではないかと、また、技術者がいなくて廃業した会社もあると聞くので、人材確保は事業承継に関連して重要なことだと思うという御意見も頂戴しております。

なお、販路拡大支援については、今回の会議では、御意見はございませんでした。

○小貫委員

事業承継について課題がないと答えているのだけれどもという話で、そうやって答えられたら、何が妨げになっているかが分からないのも当然だと思いつながりながら今の答弁を聞いていました。実態調査の話がありましたが、具体的に市内で事業承継についてどの程度の事業者が困っているというデータになっているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今、委員がおっしゃいました実態調査ですが、令和5年度に実施いたしました小樽市中小企業等実態調査では、回答いただいたうちの4割の事業者が後継者候補も後継者もないということで、困っていると考えられる割合となっております。

○小貫委員

事業承継プラスアルファの部分の中で人手不足の問題ですけれども、女性復職支援事業の実施ということをおっしゃっていたのですが、やはりもうそのレベルではないだろうというところまで来ているのではないかと、もう一手、何か必要なのではないかと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

人手不足についてももう一手、必要ではないかということでございますが、令和5年度に行われました小樽市中小企業振興会議のワーキンググループの中でも雇用についての御意見をいただいております。その中で企業見学会の参加率を上げるため、企業情報の発信や参加予約ができるウェブサイトを構築してほしいというものがございました。

ですが、当時、小樽市中小企業振興会議に対しましては、財源等も含め、今後、検討したいということで御報告しておりましたけれども、現在、小樽地域雇用創造協議会におきまして、厚生労働省の受託事業の中で市内企業情

報検索ポータルサイトの構築作業を行っているところでございます。

このポータルサイトを活用いたしまして、小樽市の企業が持つ特徴や魅力を広く全国に向けて発信し、市内の若者の地元定着に寄与することのほか、女性や高齢者など潜在人材の掘り起こしですとか、U I J ターンなどの移住の促進など広く活用してつなげてまいりたいと考えております。また、今、今後このポータルサイトの公開と連動した合同企業説明会の開催なども行いたいと考えているところです。

○小貫委員

情報の発信が主な中身でしたけれども、やはり、もう一手、もっとインセンティブを付与したものが本当に必要ではないかなと。今、札幌圏の問題では、さっぽろ圏奨学金返還支援をやっていますけれども、なかなかうまく使えていなくて、やはり市独自で、例えばこういう人材が足りていないという業種に対しての奨学金返還支援など、若い人たちを取り込んでいく独自の支援策が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

市独自の奨学金返還支援ということでございますが、さっぽろ圏奨学金返還支援もいい事業だとは思っておりますが、利用が伸びない一因といたしまして、本市においてはこの事業がまだしっかりと浸透していないことにもあると考えております。今後、市内の経済団体等の協力もいただきながら引き続き周知に努め、まずはこの事業の利用を促してまいりたいと考えております。今、委員のおっしゃるような独自の支援の必要性につきましても今後、事業者ですとか高校、大学の関係者など皆さんの御意見をお聞きしながら、どのような支援が求められているのか、情報収集してまいりたいと考えております。

○小貫委員

やはり考えていかなければいけないだろうと思っています。

事業承継の関係でいくと、国の事業承継税制がありますけれども、まず、これについて説明してください。

○（産業港湾）産業振興課長

国で現在行っております事業承継税制でございますが、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、事業承継に伴う税負担を軽減する特例措置となっております。

二つございまして、一つは、非上場株式等に係る贈与税、相続税の納税猶予制度は、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等の贈与または相続等に係る贈与税、相続税の納税を猶予または免除できるものとなっております。

もう一つとしては、個人の事業用資産に係る贈与税、相続税の納税猶予制度となっており、同じく都道府県知事の認定を受けた個人事業主の事業用資産の贈与または相続等に係る贈与税、相続税の納税を猶予または免除できる制度となっております。

現在の制度では、令和8年3月31日までに都道府県に承継計画を提出し、対象となります法人は令和9年12月31日まで、対象となる個人は令和10年12月31日までに承継を終える必要があるものとなっております。

○小貫委員

もう大分タイトなのですけれども、やはり要件が相続税、贈与税の中で猶予だという、免除という言葉もありましたけれども、猶予の条件の部分例えば市独自で何かしらの支援をするなどして、単なる情報だけなどではなくて具体的にこういう支援をしますというのがないと、なかなか解決していかないのではないかと思います。この面でも市としての独自支援は検討できないのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

市としての独自支援につきましては、現在、小樽市中小企業振興会議において事業承継プラスアルファということで調査、審議いただいておりますので、その中での御意見等を参考に、今後、支援策等を考えてまいりたいと思っております。

○小貫委員

◎営農型太陽光発電について

次に、営農型太陽光発電についてお聞きしたいと思います。

全国的には、営農型太陽光発電という件数が増えているという報道などがあるのですけれども、市内でこういった件数はあるのでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

本市における営農型太陽光発電の現状でございますが、現時点ではゼロ件ということでございます。

○小貫委員

冬はやはり積雪がありますから、いろいろあるのだと思うのですが、許可の条件はどういうものなのでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

まずは、農地の一時転用許可が必要で、その許可の中身といたしまして主なもので紹介させていただきますと、反収と言われる10アール、すなわち1,000平方メートルの収穫量、反収が区域内の平均的な農地に比べて2割以上減少しないことが条件、それから当該施設の発電の施設の支柱の高さが、効率的な農業機械の利用や、農業者が立つての作業を行うことができる高さとして、最低地上高2メートル以上を確保していること。

それから、大きなものとしてもう一つ、発電設備の角度や間隔等から見て農作物の生育に適した日照量を保つことができることなどとなっております。

○小貫委員

設備の要件がいろいろありましたが、それでも全国的に増えているということは一定クリアしているところが多くなっているのだらうと思います。

小樽市内では件数がないということなので、全国的にどのような作物が栽培されているのか、お答えください。

○（産業港湾）農林水産課長

令和4年度末現在の営農型太陽光発電の対象の農地は、全国で5,164件ありますが、この内訳で申しますと、上位を占めている作物として柿、橙が1,627件で約32%を占めている。それから、コマツナ、白菜、ネギ、カボチャなどの野菜及び芋類が788件で約15%。それと、かんきつ、ブルーベリー、柿、ブドウなどといった果樹が693件で約14%を占めている。上位がこんな形になっております。

○小貫委員

今話を聞くと、小樽市はどうなのかという部分もありますけれども、一番心配なのは、先ほど2割減少しないという要件がありましたが、生育などの営農への支障が出るということが不安要素なのです。これについては今、全国的にはどんな様子になっているのでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

先ほど一時転用の許可条件を三つほど申し上げましたが、日照量の確保のほかに、農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがある場合は許可しないといった項目もありまして、厳しい基準が営農活動を守っているものと考えているところです。

また、近隣では、最近、後志管内の仁木町におきまして実地検証を実施した屋根型ではなくて垂直設置型がありまして、これは、農作物への影響が少ない上に、積雪された雪の反射熱を縦に置いた施設で、両側から反射熱を利用できるといった雪国に適した発電装置でありまして、その発電力とか効率性に期待が寄せられておりまして、管内においては、営農支障などの不安要素払拭に対応できる事例の一つであるものとも考えております。

○小貫委員

道内でもいろいろ検討があるのではないかとこのところで、仮に営農型太陽光発電を導入する場合に、北海道には新エネルギー設備導入支援事業があるのですけれども、使えるのでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

新エネルギー設備導入支援事業の補助金交付要綱を読みましたが、第3条の補助対象者の項で、市町村や道内に事務所や事業所を有する法人または市町村とこの法人との合同といえますか、コンソーシアムなどが対象となっていることが一つあります。

それから、第4条の補助対象事業の項では、地域の課題解決や地域経済の活性化、設備を導入する地域への貢献につながるといった公共性が高い事業であることと示されておりまして、営農型太陽光発電設備の設置事業がすぐに採択につながるものではないと言えるものの、当該交付要綱の各条件をきっちりとクリアすれば、活用の可能性はあるものと北海道から伺っているところでございます。

○小貫委員

活用の可能性はあるけれども、市町村や法人などと、いろいろ対象となる主体が制限されていますが、ただ、私が危惧するのは、こういったところに本州の大手が入ってきて、利益追求のためにこれをやられると困るのです。やはり行政なり、できれば地元の地場産業などがメンテナンスできるような事業者が現れてくれればいいのですけれども、そういった地元の雇用や経済等を農業が連動した体制でこれができるればいいと思っているのです。

どういう形でやるかはともかくとして、小樽市内で導入できないかどうかを検討する余地があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○（産業港湾）農林水産課長

農林水産省の示すこの事業の目的として、農業の健全な発展が一つ、それと再生エネルギーの導入の促進を図る。すなわち、農業生産と発電の両にらみといえますか、両立を目的としているところでございますので、まずは地元の農業委員会にお諮りするなどして、この制度についての周知を地元で諮って、市内の農業者や農業法人などもありますので、もし、この制度を活用希望する方がいれば、手続などは結構煩雑でございますので、先ほど申し上げた一時転用許可をはじめとした制度内容、それから必要要件などを丁寧に説明するなど、農林水産課としても、地域への対応をしてみたいと考えております。

○小貫委員

農林水産省の例などでも、宮崎県気仙沼市で、たしかトマト栽培への電力供給ということで、事例では年間600万円ほど電気代削減につながっているということもありましたので、ぜひ農家の皆さんと相談していただければと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時43分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第9号工事請負契約について、議案第10号及び議案第11号の工事請負変更契約については、否決を求め、討論いたします。

いずれも第3号ふ頭周辺再開発に伴うものです。答弁では、これまでこの事業に約101億円、市債発行で約35億円とありました。市民負担を多大にかぶせるものであって、反対いたします。

以上、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第9号ないし議案第11号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。